

第25回 地方法人課税のあり方等に関する検討会
議事次第

平成27年6月9日(火)
10:30～12:00
合同庁舎2号館7階 省議室

1 開会

2 議事

地方法人課税の諸課題について

3 閉会

配布資料

(資料1) 地方法人課税を取り巻く状況の変化について

(資料2) 連結納税制度と地方法人課税

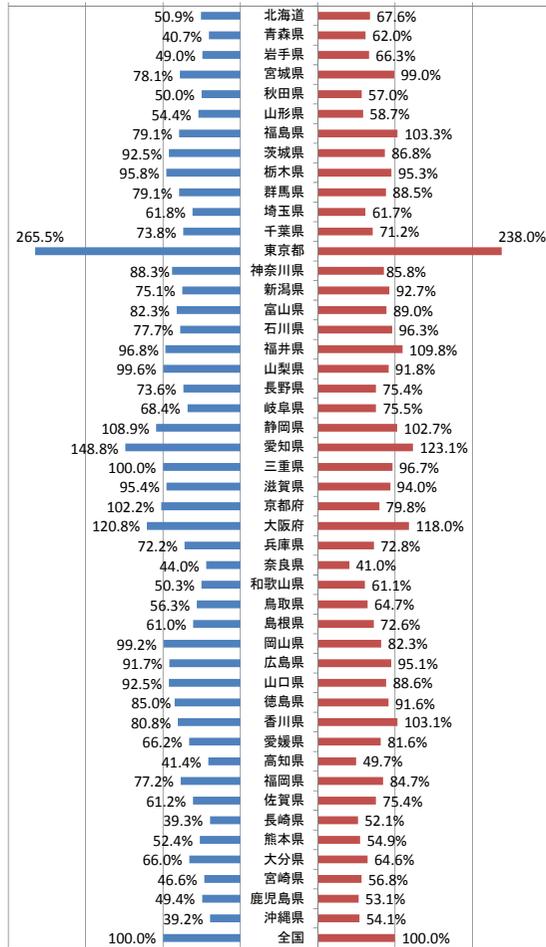
地方法人課税を取り巻く状況の変化について

1. 地方法人二税の状況

法人事業税の人口一人当たり税収額の指数

法人事業税 計

【平成17年度】 【平成25年度】



<最大/最小> 6.8倍

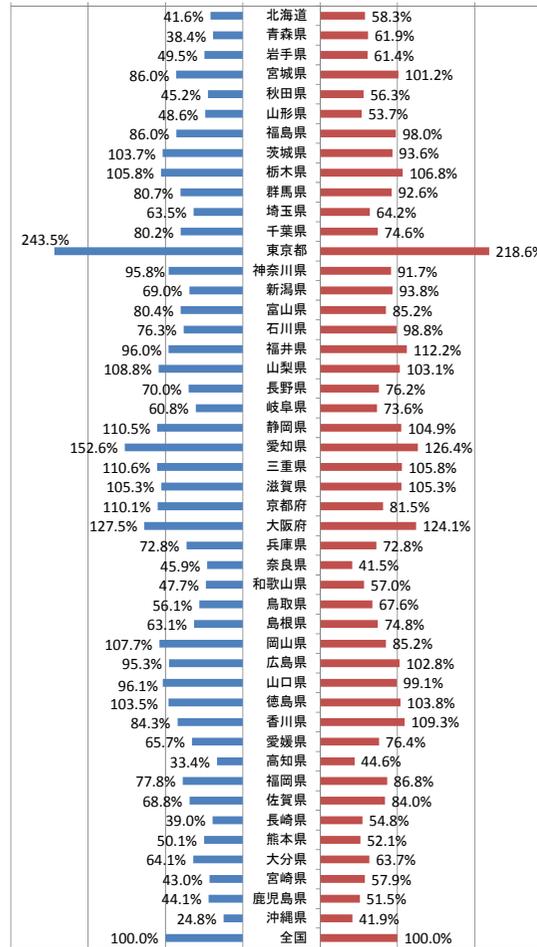
5.8倍

<税収> 4.6兆円

2.6兆円

分割法人

【平成17年度】 【平成25年度】



9.8倍

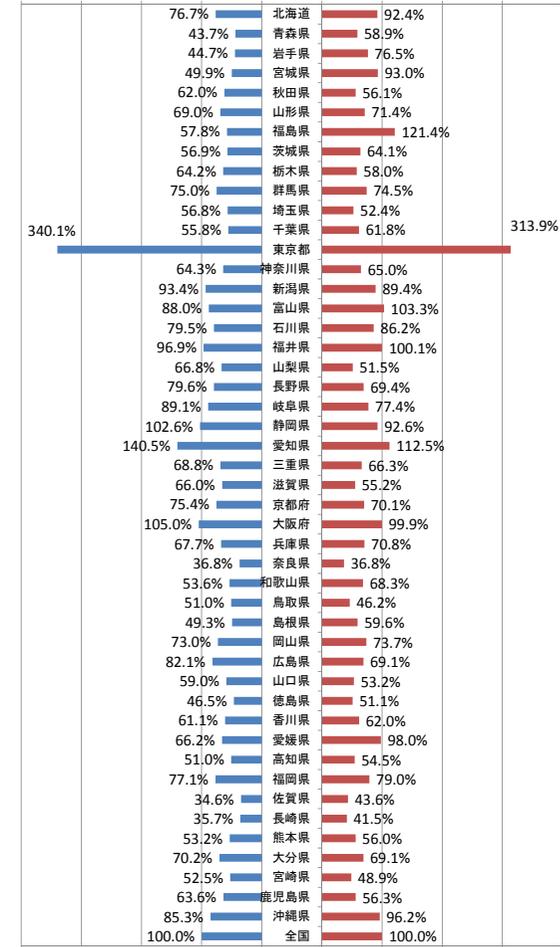
5.3倍

3.4兆円

1.9兆円

県内法人

【平成17年度】 【平成25年度】



9.8倍

8.5倍

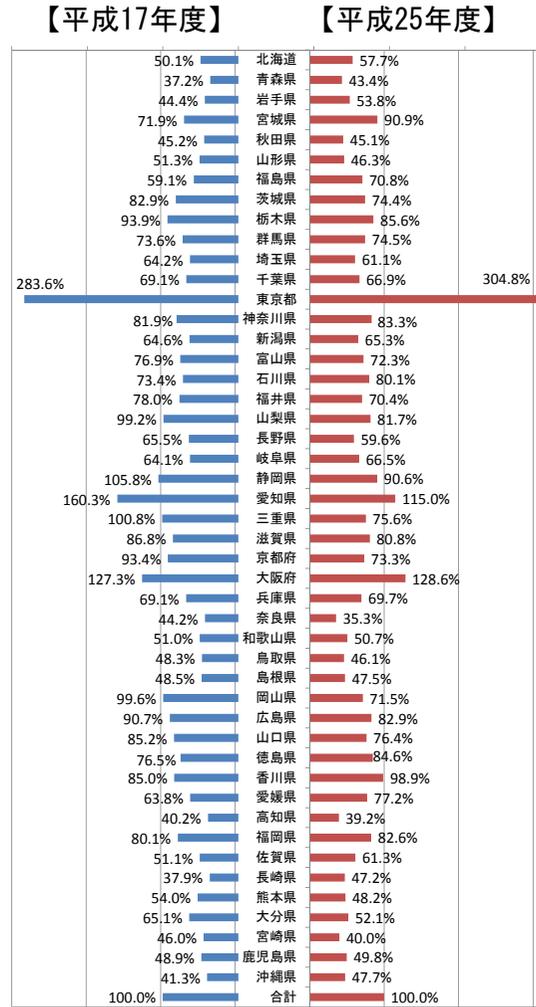
1.0兆円

0.6兆円

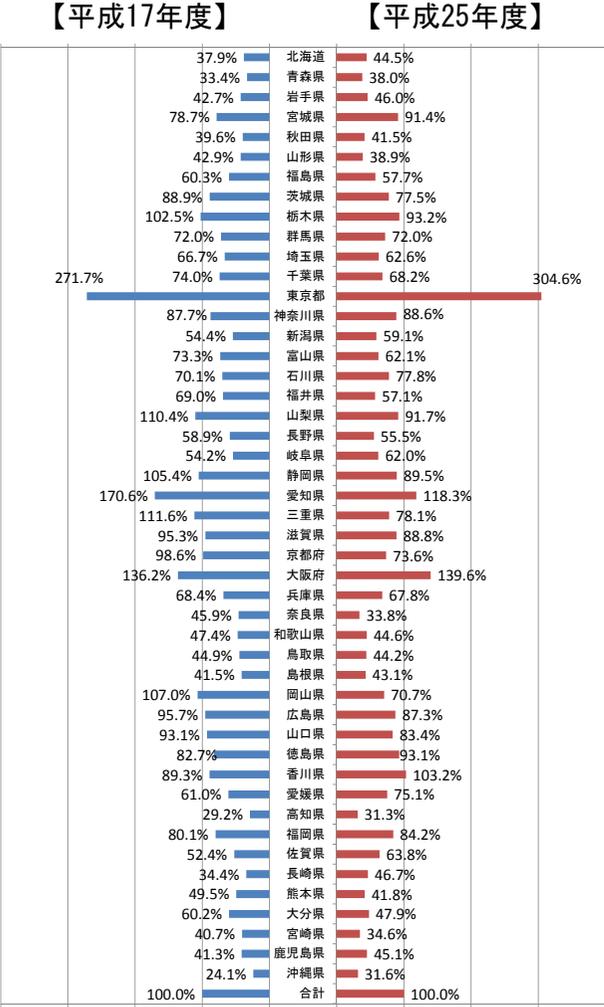
- ※1 税収は各年度の決算額であり、超過課税分を除く。
- ※2 分割法人及び県内法人の税収は普通法人に係るものである。
- ※3 地方法人特別譲与税は含んでいない。

法人住民税（法人税割）人口一人当たり税収額の指数

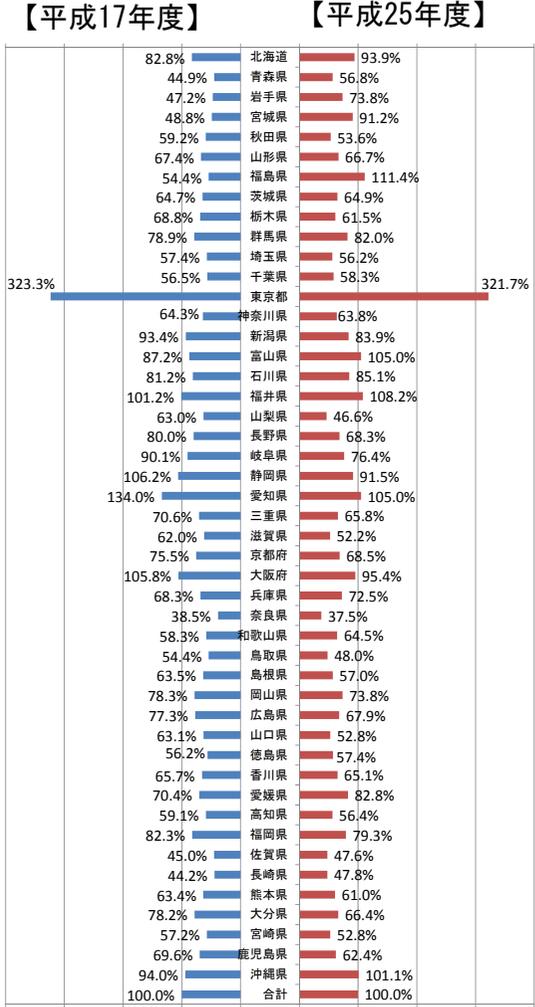
法人住民税（法人税割）計



分割法人



県内法人



<最大／最小> 7.6倍 8.6倍

11.3倍 9.7倍

8.4倍 8.6倍

<税収> 0.7兆円 0.6兆円

0.5兆円 0.4兆円

0.2兆円 0.1兆円

※1 税収は各年度の決算額であり、超過課税分を除く。
 ※2 分割法人及び県内法人の税収は普通法人に係るものである。

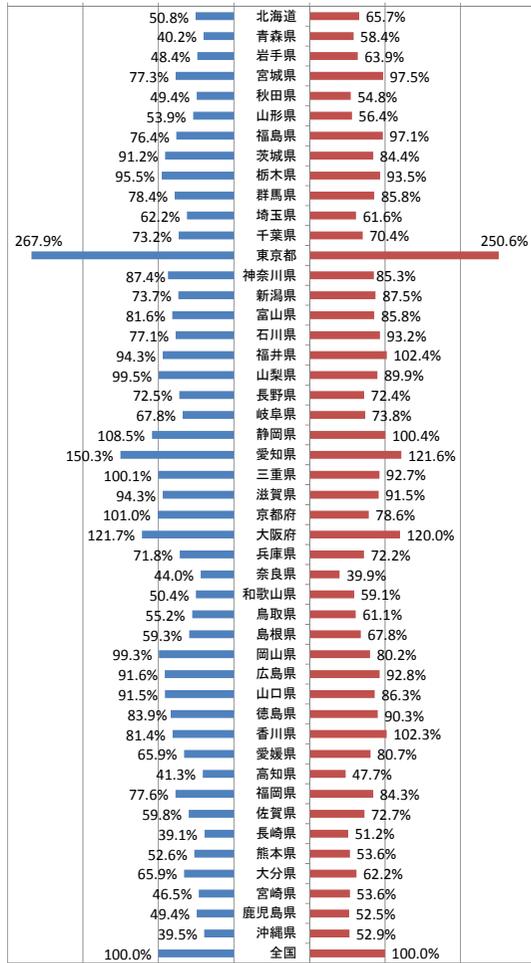
法人事業税及び法人住民税（法人税割） 人口一人当たり税収額の指数

法人事業税及び法人住民税（法人税割） 計

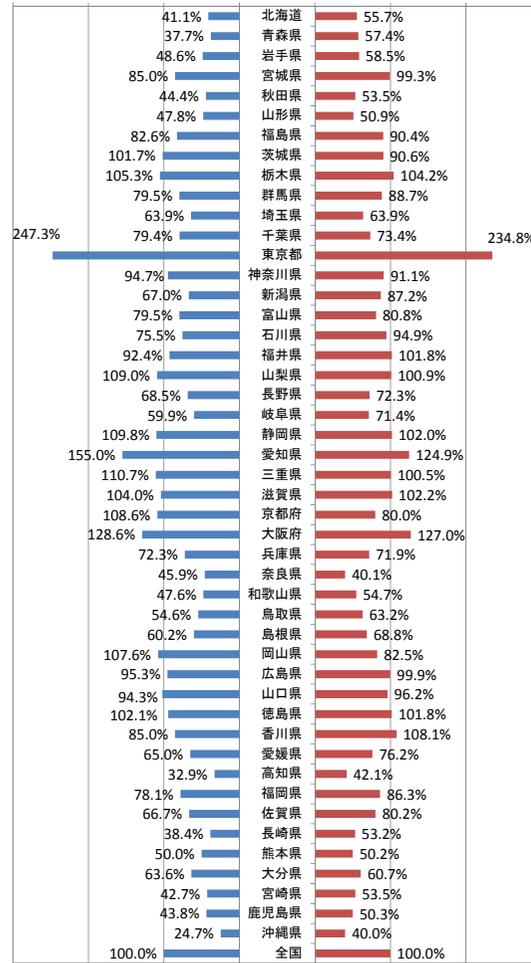
分割法人

県内法人

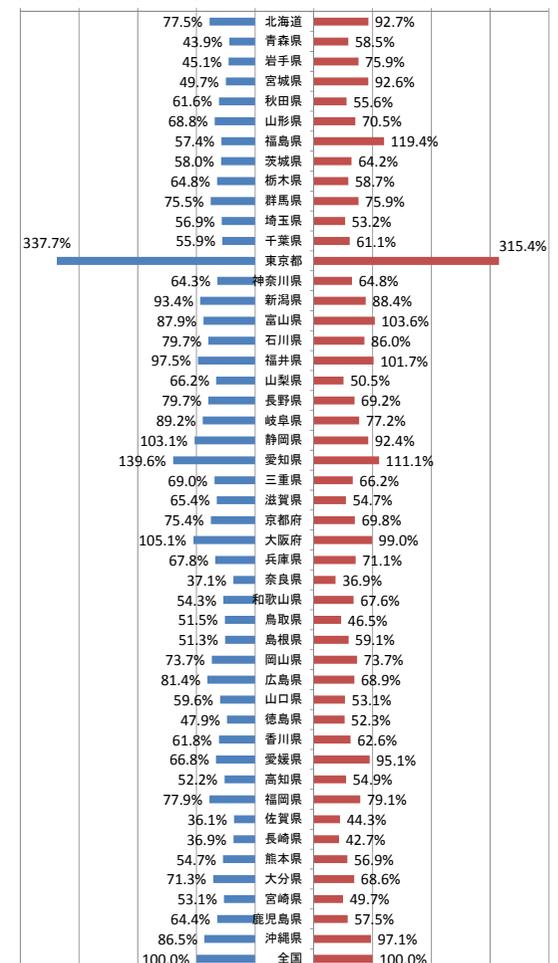
【平成17年度】 【平成25年度】



【平成17年度】 【平成25年度】



【平成17年度】 【平成25年度】



<最大／最小> 6.9倍

6.3倍

10.0倍

5.9倍

9.4倍

8.5倍

<税収> 5.3兆円

3.2兆円

4.0兆円

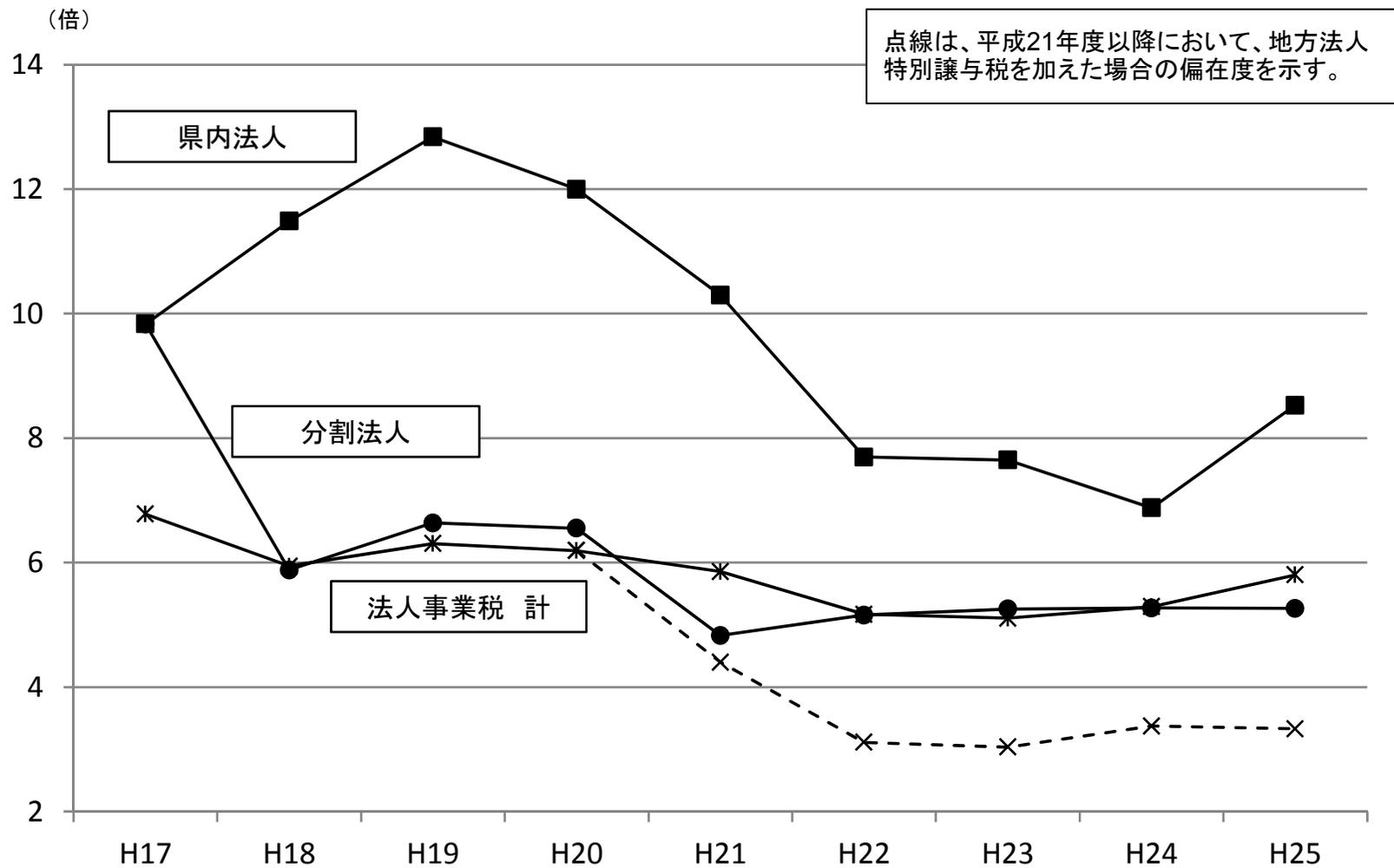
2.4兆円

1.2兆円

0.7兆円

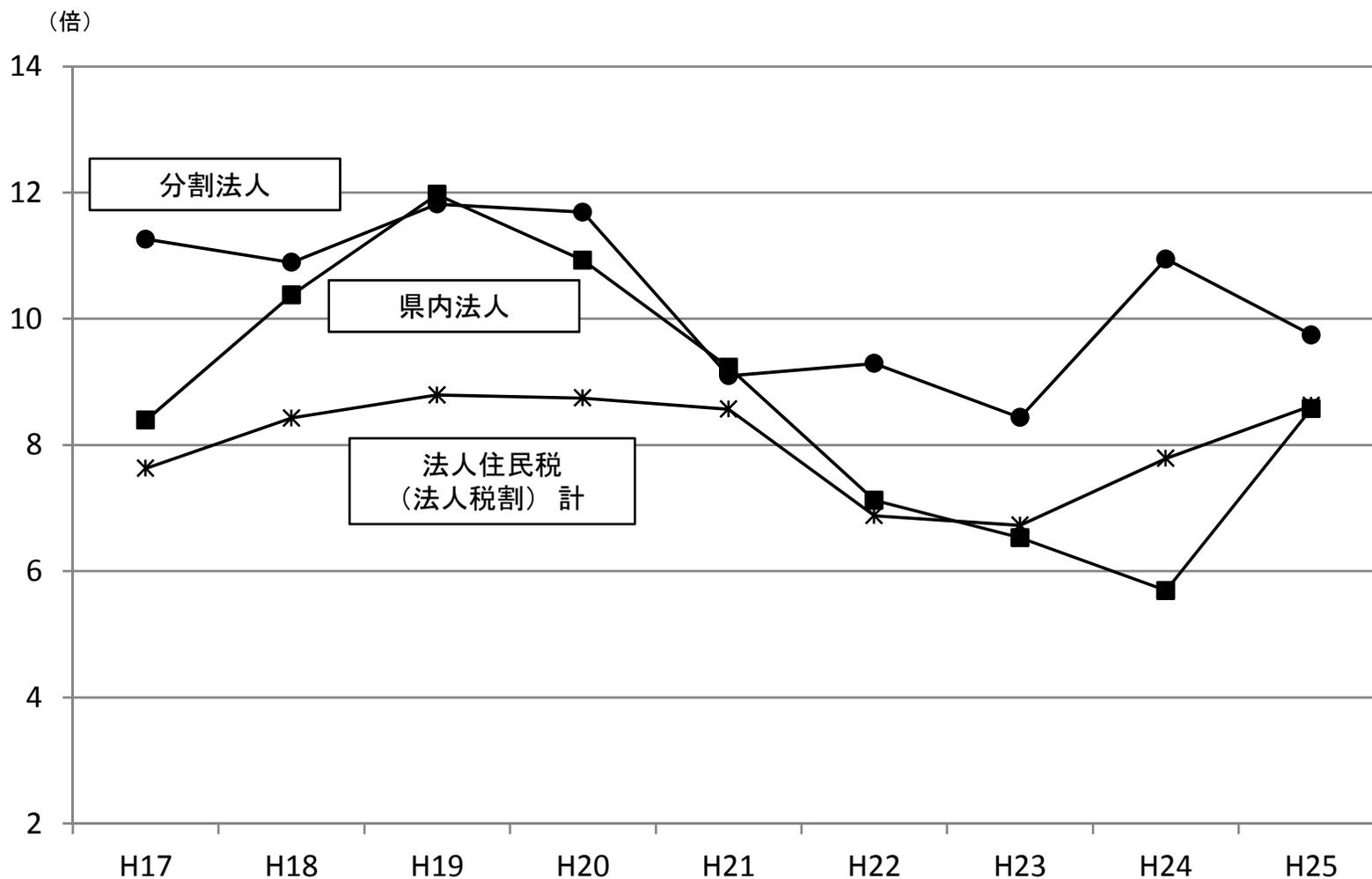
- ※ 1 税収は各年度の決算額であり、超過課税分を除く。
- ※ 2 分割法人及び県内法人の税収は普通法人に係るものである。
- ※ 3 地方法人特別譲与税は含んでいない。

法人事業税の偏在度（最大／最小）の推移



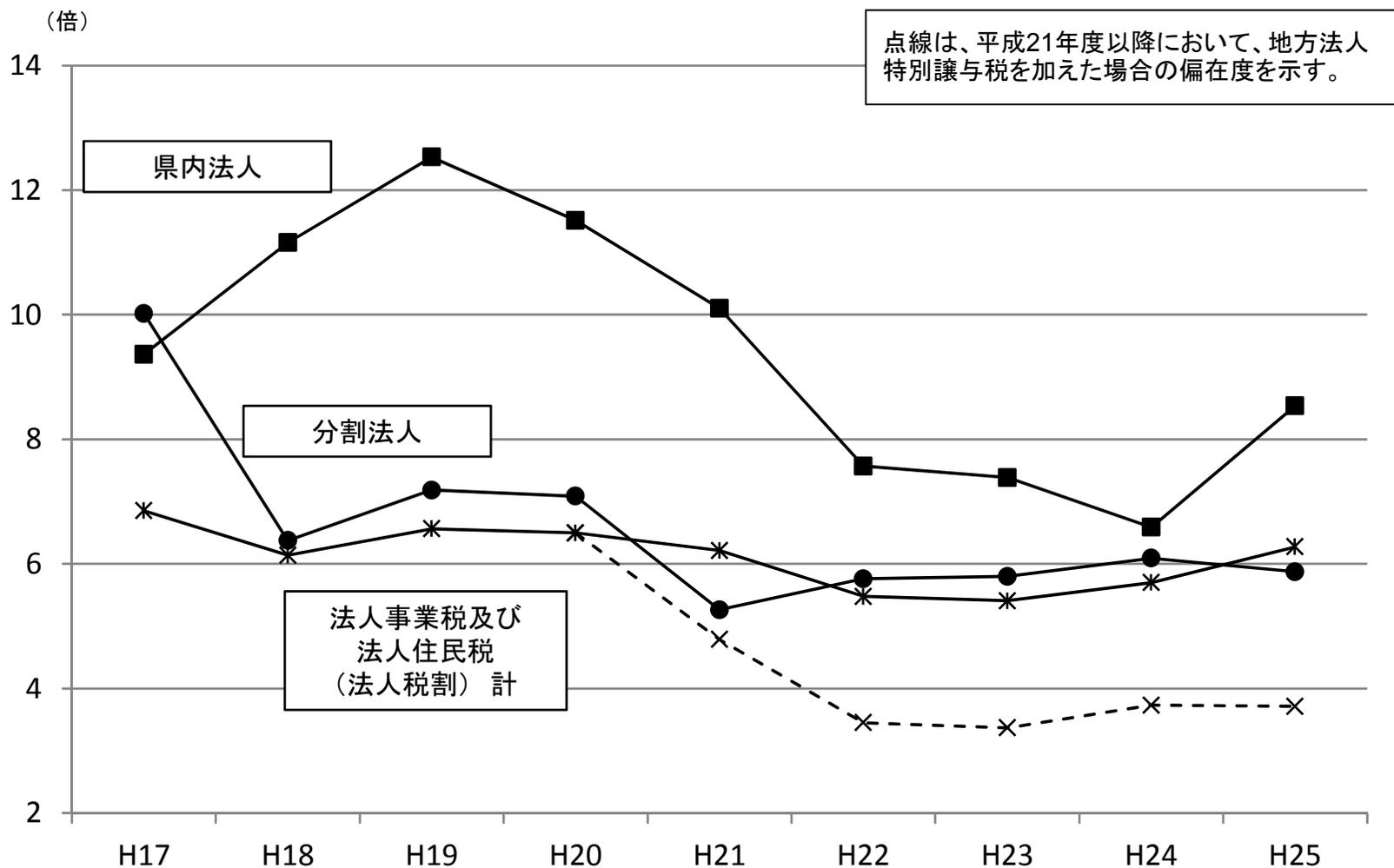
- ※1 「最大／最小」は、人口1人当たり税收額の最大値を最小値で割って算出。人口は各年度末（H25はH26.1.1現在）の住民基本台帳人口による。
- ※2 税收額は各年度の決算額であり、超過課税分を除く。
- ※2 分割法人及び県内法人の税收額は普通法人に係るものである。

法人住民税（法人税割）の偏在度（最大／最小）の推移



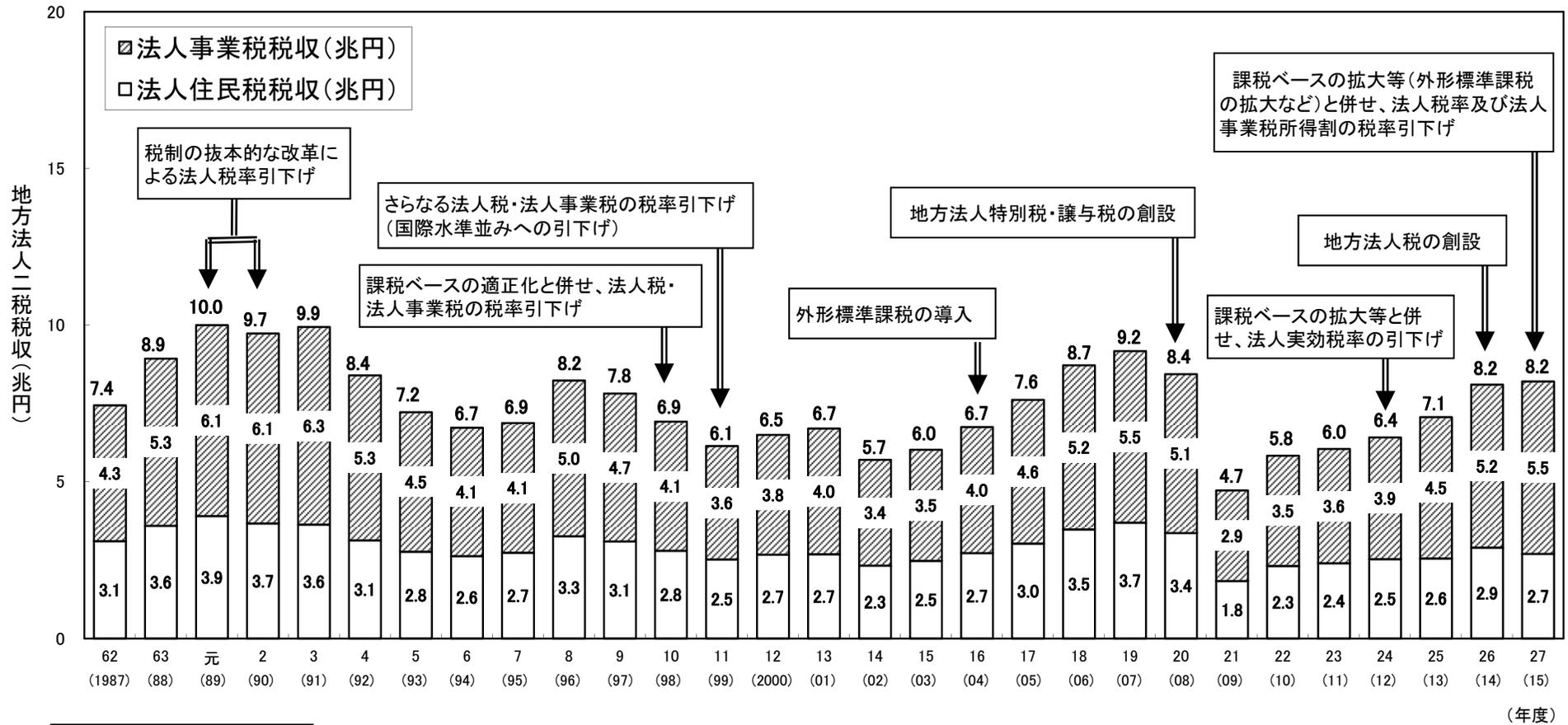
- ※1 「最大／最小」は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。人口は各年度末（H25はH26.1.1現在）の住民基本台帳人口による。
- ※2 税収は各年度の決算額であり、超過課税分を除く。
- ※2 分割法人及び県内法人の税収は普通法人に係るものである。

法人事業税及び法人住民税（法人税割）の偏在度（最大／最小）の推移



※1 「最大／最小」は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。人口は各年度末（H25はH26.1.1現在）の住民基本台帳人口による。
 ※2 税収は各年度の決算額であり、超過課税分を除く。
 ※2 分割法人及び県内法人の税収は普通法人に係るものである。

地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



法人事業税率(%)

12.0 → 11.0 → 9.6 → 7.2 → 6.0

(参考)法人税率(%)

(※法人住民税法人税割の税率は、法人税額×12.9%(平成26年度～))

42.0 → 40.0 → 37.5 → 34.5 → 30.0 → 25.5 → 23.9

地方税収入に占める割合(%)

28.2 30.5 32.3 29.5 28.5 24.3 21.6 20.8 20.6 23.8 21.9 19.5 17.7 18.5 19.1 17.3 18.7 20.4 22.2 24.3 23.2 21.7 13.4 16.6 17.2 18.2 20.4 22.8 21.8

- (注) 1 25年度までは決算額、26年度は推計額(H26.12時点)であり、いずれも超過課税等を含まない。また27年度は地方財政計画額である。
- 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改革の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
- 3 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。

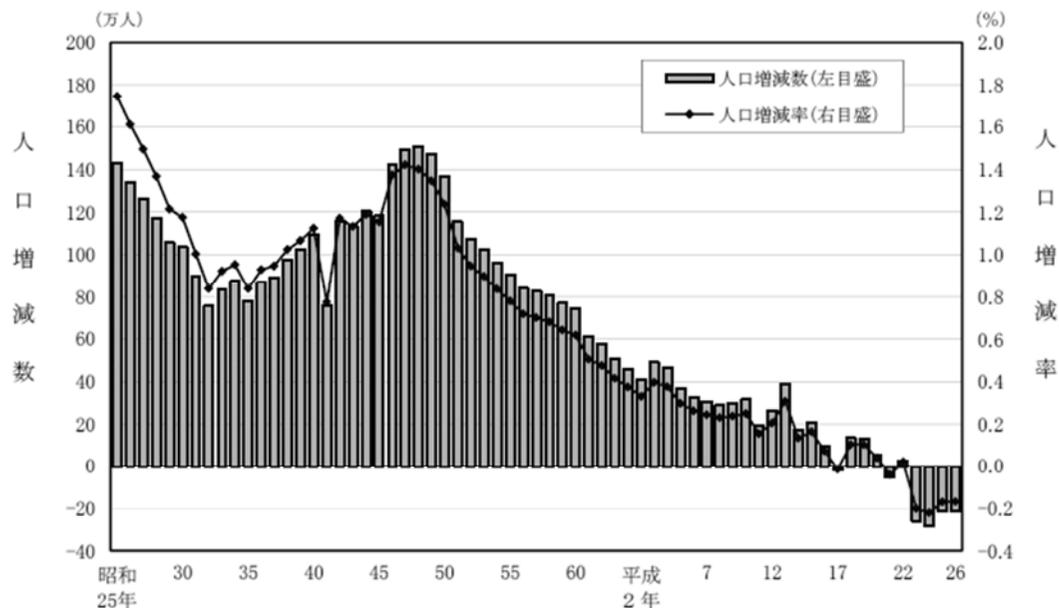
2. 人口及び法人数の推移

近年の人口の推移（総人口）

【平成26年10月人口推計】

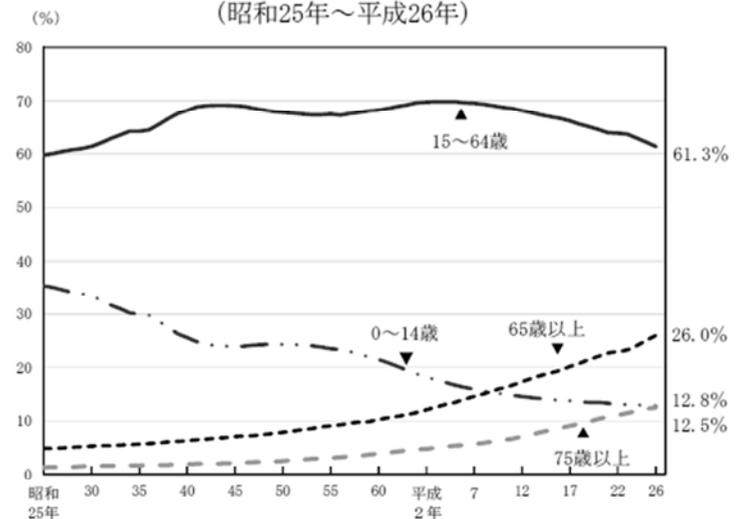
- 総人口は1億2708万3千人で、前年に比べ21万5千人(0.17%)の減少と減少幅は縮小したものの、4年連続で大きく減少した。
- 自然増減は8年連続の自然減少となり、減少幅は拡大している。男女別にみると、男性は10年連続、女性は6年連続の自然減少となった。
- 65歳以上人口は3300万人で、前年に比べ110万2千人の増加となり、初めて年少人口(1623万3千人)の2倍を超えた。

図1 総人口の人口増減数及び人口増減率の推移（昭和25年～平成26年）



注) 人口増減率は、前年10月から当年9月までの人口増減数を前年人口（期首人口）で除したのもの。

図3 年齢3区分別人口の割合の推移（昭和25年～平成26年）

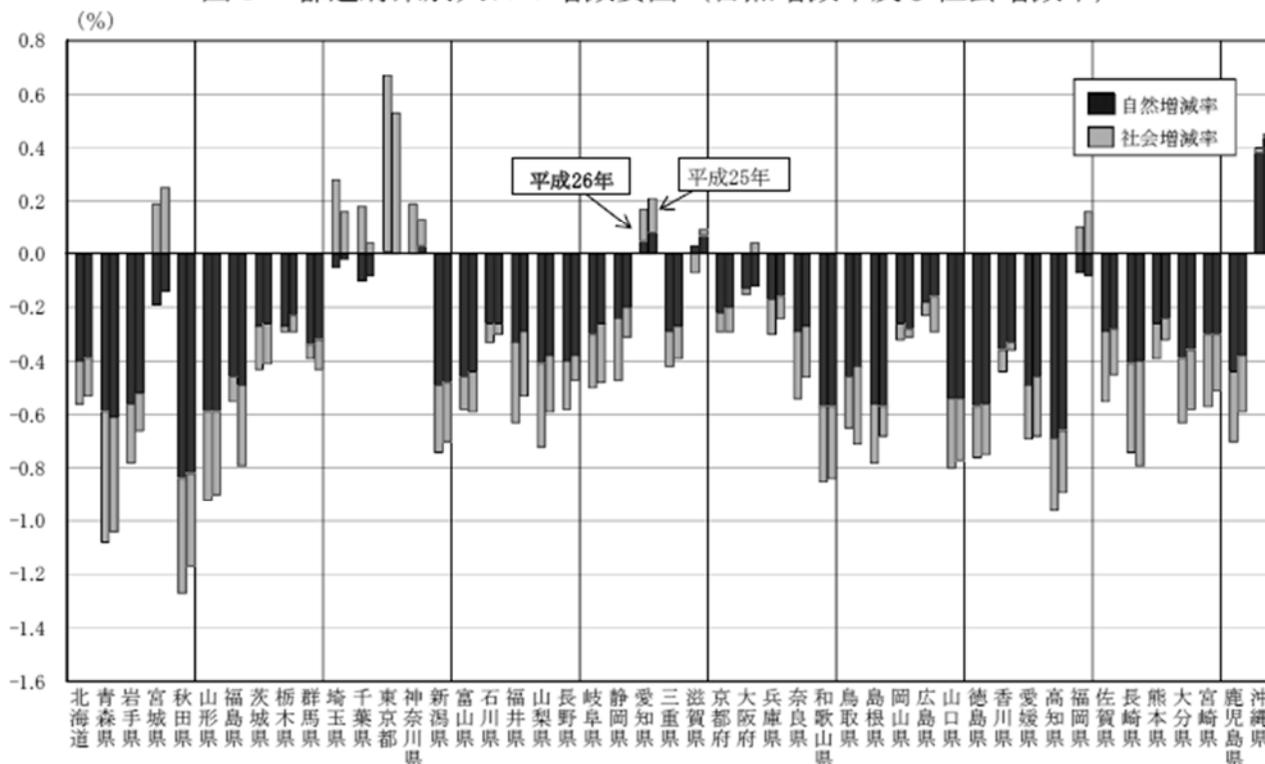


(出典)人口推計(総務省統計局)

近年の人口の推移（自然増減／社会増減）

- 人口が増加した7都県は全て社会増加となっており、うち4都県（東京都、神奈川県、愛知県、沖縄県）は自然増加、3県（埼玉県、千葉県、福岡県）は自然減少となっている。千葉県は社会増加が自然減少を上回ったことにより、前年の人口減少から人口増加に転じている。
- 減少から増加に転じた千葉県を含めると、東京圏の1都3県で人口増加率が上昇している。
- 人口が減少した40道府県のうち、宮城県及び滋賀県を除く38道府県は自然減少かつ社会減少となっている。宮城県は自然減少が社会増加を上回ったことにより、滋賀県は前年の社会増加が社会減少になったことにより、人口増加から人口減少に転じている。

図5 都道府県別人口の増減要因（自然増減率及び社会増減率）

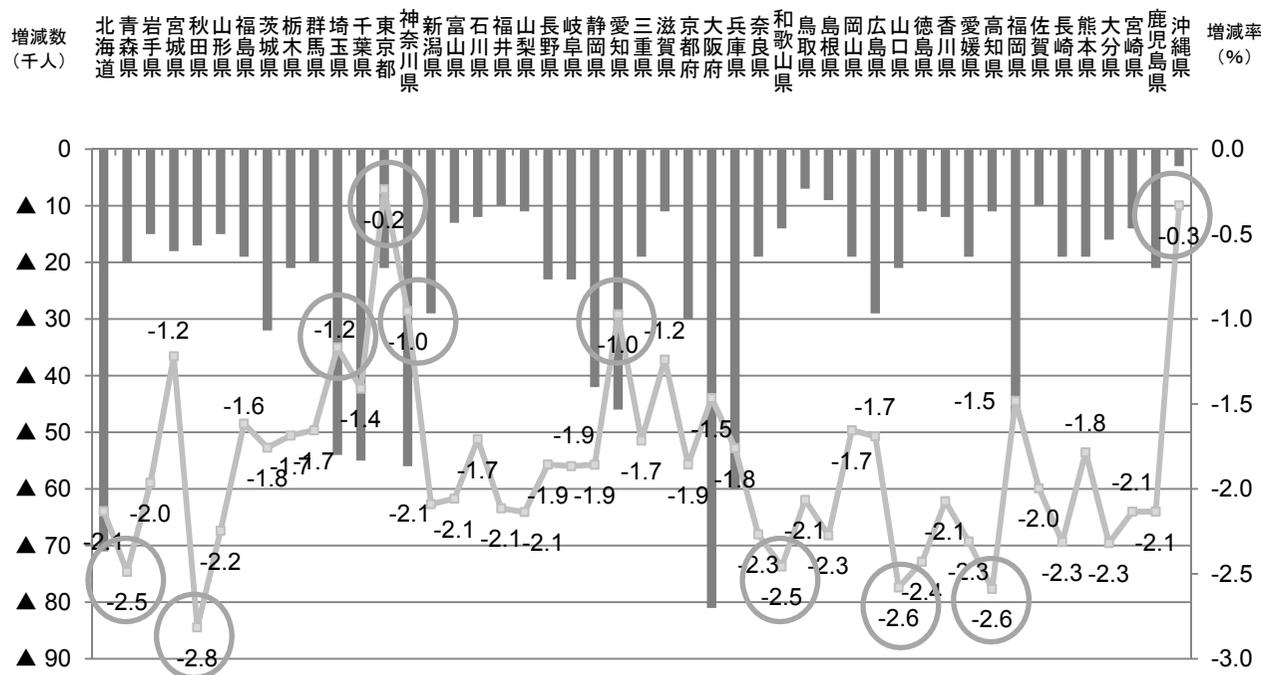


(出典)人口推計(総務省統計局)

近年の人口の推移（生産年齢人口の増減）

- 平成25年10月から平成26年10月までの1年間で、全ての都道府県において生産年齢人口が減少した。（減少数は116万4千人。減少率 Δ 1.5%）
- 減少率が最も低いのは東京都（ Δ 0.2%）であり、沖縄県（ Δ 0.3%）、神奈川県（ Δ 1.0%）、愛知県（ Δ 1.0%）、埼玉県（ Δ 1.2%）の順となっている。
- 減少率が最も高いのは秋田県（ Δ 2.8%）であり、高知県（ Δ 2.6%）、山口県（ Δ 2.6%）、青森県（ Δ 2.5%）、和歌山県（ Δ 2.5%）の順となっている。

生産年齢人口の増減(H25.10-H26.10)



(資料)人口推計(総務省統計局)より作成

人口の変化

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(平成26年12月27日閣議決定)

1. 「人口減少時代」の到来

(1) 2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。

我が国の合計特殊出生率(以下「出生率」という。)は1970年代後半以降急速に低下し、人口規模が長期的に維持される水準(「人口置換水準」。現在は2.07。)を下回る状態が、今日まで約40年間続いている。ところが、少子化がこのように進行しながらも、日本の総人口は長らく増加を続けてきた。これは、出生率の低下によるマイナスを埋めて余りある要因があったからである。その一つは、戦後の第一次及び第二次ベビーブーム世代という大きな人口の塊があったために、出生率が下がっても出生数が大きく低下しなかったことであり、他の一つは、平均寿命が伸び、死亡数の増加が抑制されたことである。

この「人口貯金」とも呼ばれる状況が、時代が推移する中でついに使い果されたことが明らかになったのが2008年であった。これを境に日本の総人口は減少局面に入った。…

(2) 人口減少の状況は、地域によって大きく異なっている。

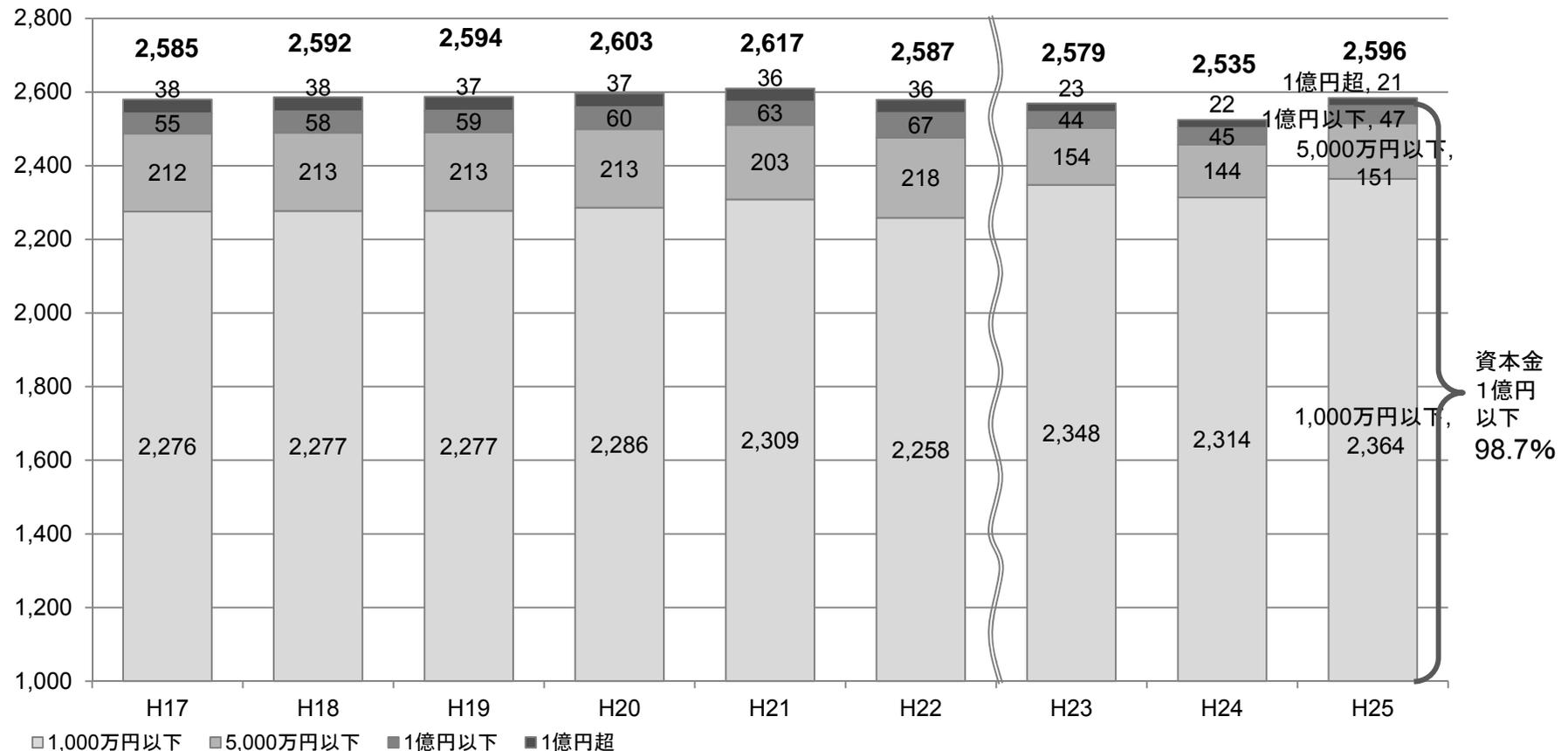
今後の人口減少の進み方を見ると、地域別の人口変化のパターンは様々であるが、大きく三段階で見ることができる。「第一段階」は、若年人口は減少するが、老年人口は増加する時期(2010～2040年)、「第二段階」は、若年人口の減少が加速化するとともに、老年人口が維持から微減へと転じる時期(2040～2060年)、「第三段階」は、若年人口の減少が一層加速化し、老年人口も減少していく時期(2060年以降)である。これを2010～2040年の地域別の人口動向(社人研「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」)に当てはめると、東京都区部や中核市・特例市は「第一段階」に該当するが、人口5万人以下の地方都市は「第二段階」、過疎地域の市町村は既に「第三段階」に入っている。

すなわち、2010年から2040年までの間で東京都区部は▲6%、中核市・特例市の多くは▲15%の人口減少にとどまるのに対して、人口5万人以下の地方都市では▲28%、過疎地域の市町村では▲40%と、急速に人口が減少することとなる。このように、「第一段階」の場合は、人口減少スピードはそれほど速くないが、これに対して、「第二・第三段階」では「人口急減」とも言える事態が待ち受けているのである。

法人数の推移

- 平成25年度の法人数は、259.6万社となっている（法人企業統計（財務総合政策研究所））。
- 平成17年度以降の法人数（全体）の推移を見ると、260万社前後で横ばいの状況が続いている。
- 資本金階級別の構成比で見ると、資本金1億円以下の階級が全体の98.7%を占めている。

法人（会社）数の推移[千社]

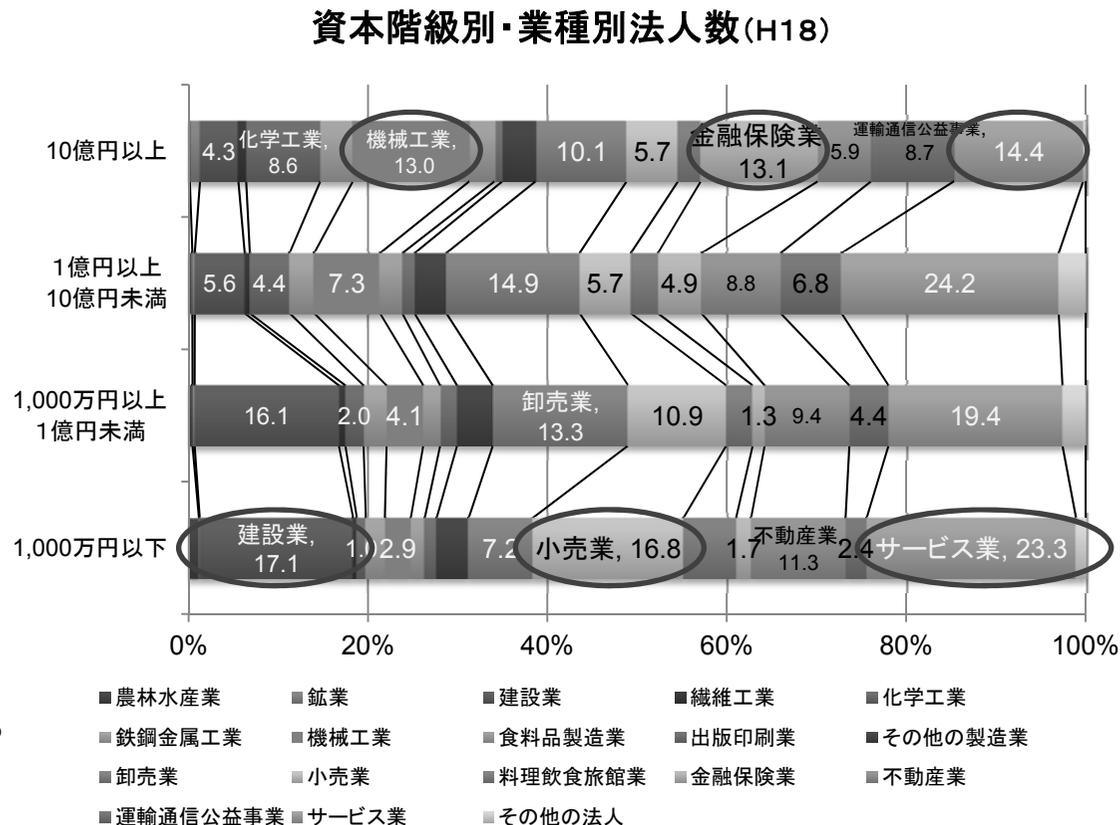
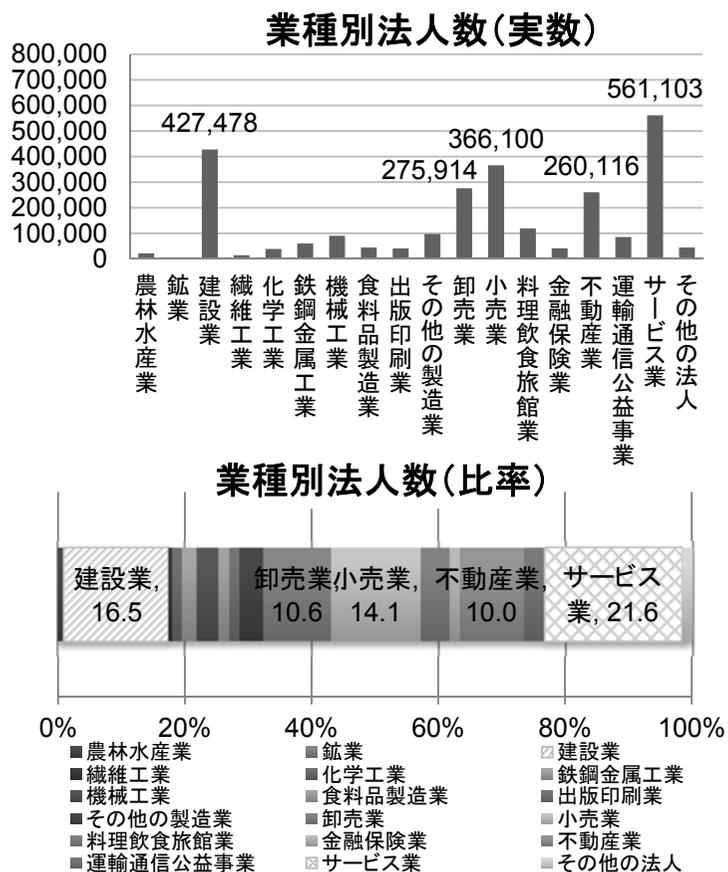


※ 平成22年度分以前における各資本金階級については「以上、未満」で区分しているため、各階級の法人数の構成割合について、平成23年度分以降との連続性はない。

（出典）「法人企業統計」（財務総合政策研究所）より作成

法人数（業種別・H18）

- 平成18年度の業種別法人数の構成比をみると、サービス業(21.6%)、建設業(16.5%)、小売業(14.1%)、卸売業(10.6%)、不動産業(10.0%)の順に割合が大きい。
- 資本金階級別に業種別の法人数をみると、資本金1,000万円以下ではサービス業(23.3%)、建設業(17.1%)、小売業(16.8%)の占める割合が大きく、資本金10億円超ではサービス業(14.4%)、金融保険業(13.1%)、機械工業(13.0%)の占める割合が大きくなっている。

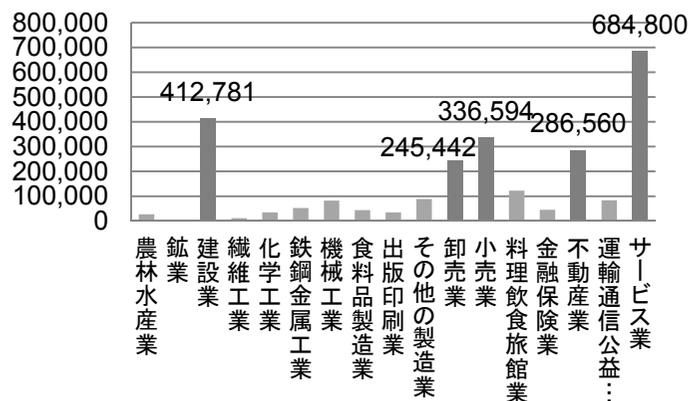


(出典) 会社標本調査(国税庁)より作成

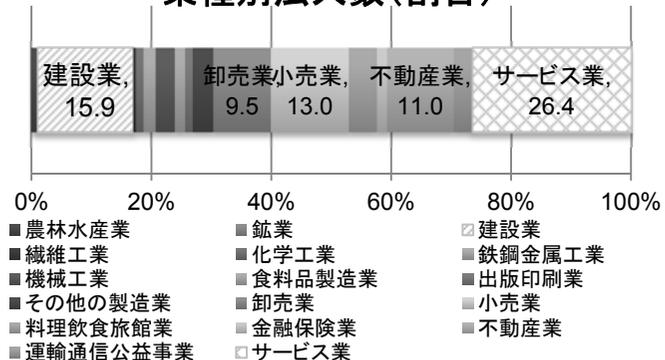
法人数（業種別・H25）

- 平成25年度の業種別法人数の構成比をみると、サービス業(26.4%)、建設業(15.9%)、小売業(13.0%)、不動産業(11.0%)、卸売業(9.5%)の順に割合が大きい。
- 資本金階級別に業種別の法人数をみると、資本金1,000万円以下ではサービス業(26.9%)、建設業(15.7%)、小売業(13.9%)の占める割合が大きく、資本金10億円超では金融保険業(18.2%)、機械工業(13.1%)、サービス業(12.1%)の占める割合が大きくなっている。

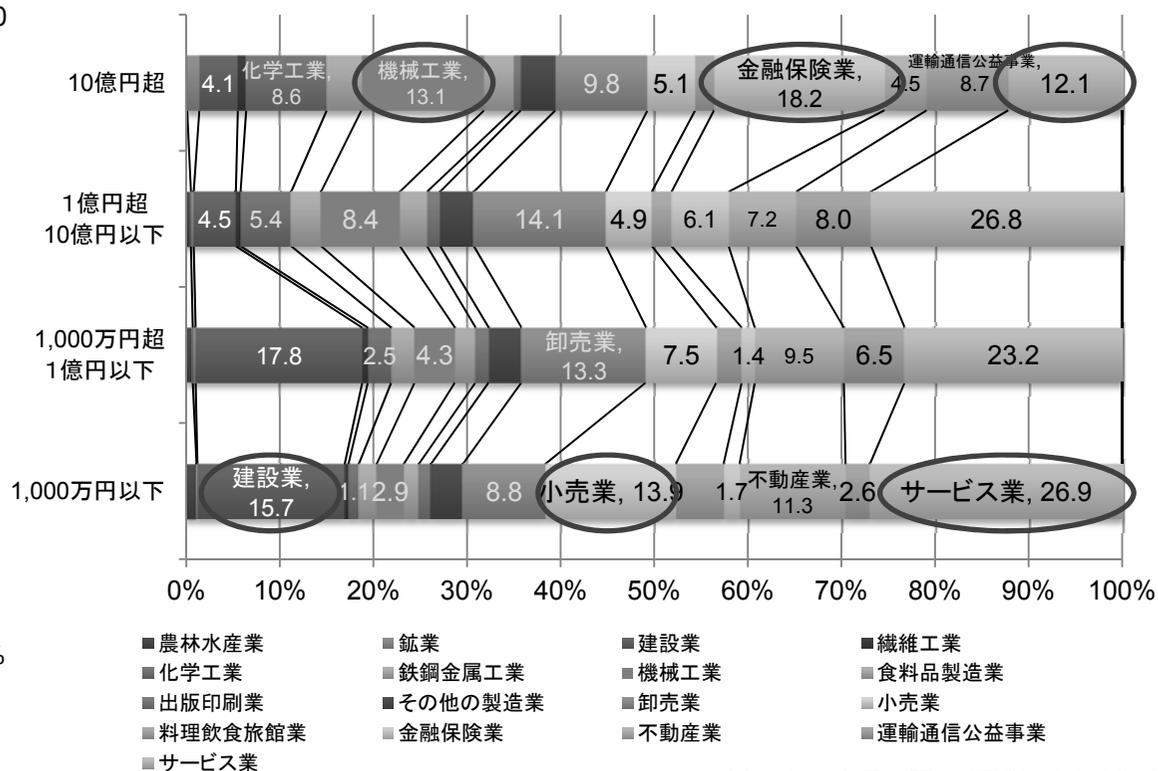
業種別法人数(実数)



業種別法人数(割合)



資本階級別・業種別法人数(割合)



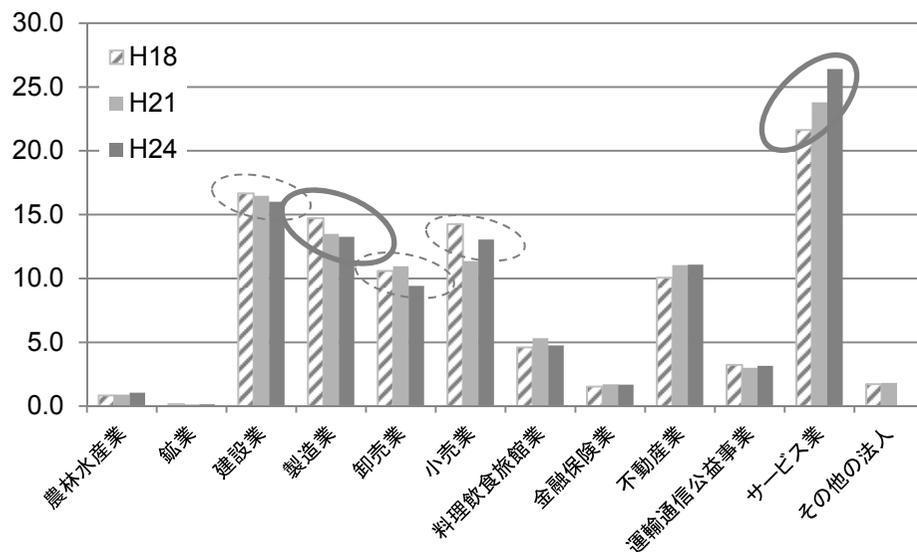
(出典)会社標本調査(国税庁)より作成

法人数の推移（資本階級別、業種）

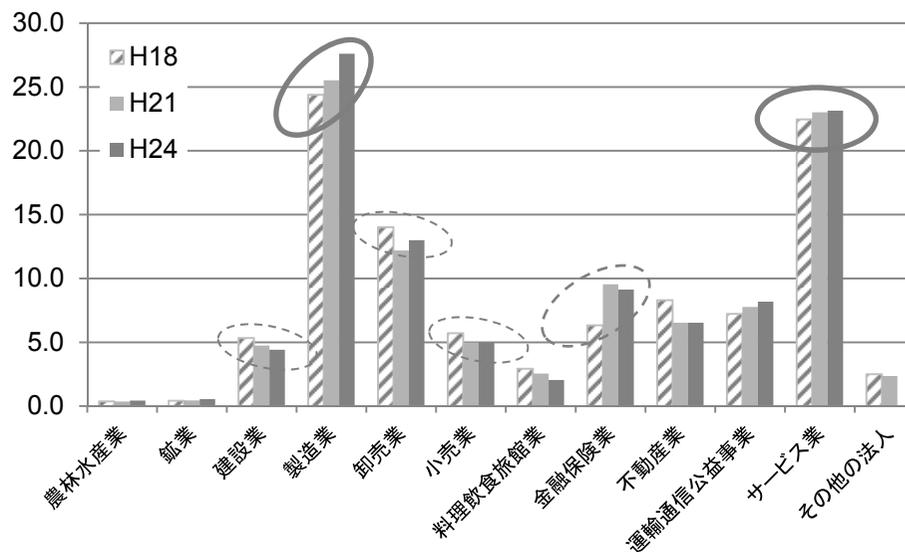
- 平成18年度から平成24年度までの資本金1億円以下(未満)法人の業種別構成比の推移をみると、「建設業」、「製造業」、「卸売業」、「小売業」の割合は低下している。その一方で、「サービス業」、「不動産業」の割合は高まっている。
- 資本金1億円超(以上)法人の業種別構成比の推移をみると、「建設業」、「卸売業」、「小売業」、「料理飲食旅館業」、「不動産業」の割合が低下している。その一方、「製造業」、「金融保険業」、「運輸通信公益事業」の割合は高まっている。

※平成22年度分以前における各資本金階級については「以上、未満」で区分している。

資本金1億円以下(未満)法人の業種別構成比の推移



資本金1億円超(以上)法人の業種別構成比の推移

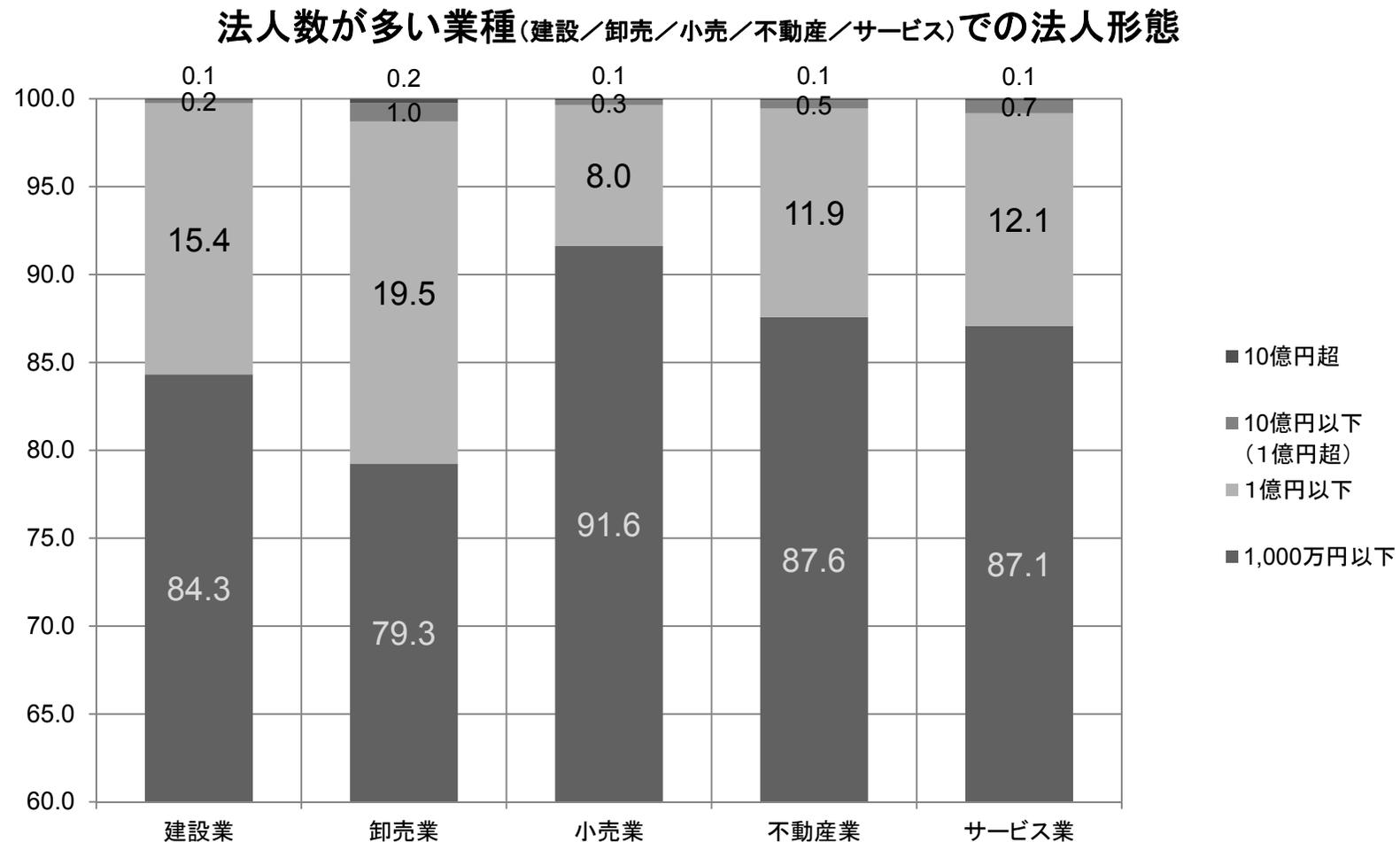


※平成22年度分以前における各資本金階級については「以上、未満」で区分しているため、各階級の法人数の構成割合について、平成23年度分以降との連続性はない。

(出典)会社標本調査(国税庁)より作成

＜参考＞ 法人数（業種別）

○ 業種別法人数の構成比が大きい、サービス業（26.4%）、建設業（15.9%）、小売業（13.0%）、不動産業（11.0%）、卸売業（9.5%）について、規模別の法人数を比較すると以下のとおり。

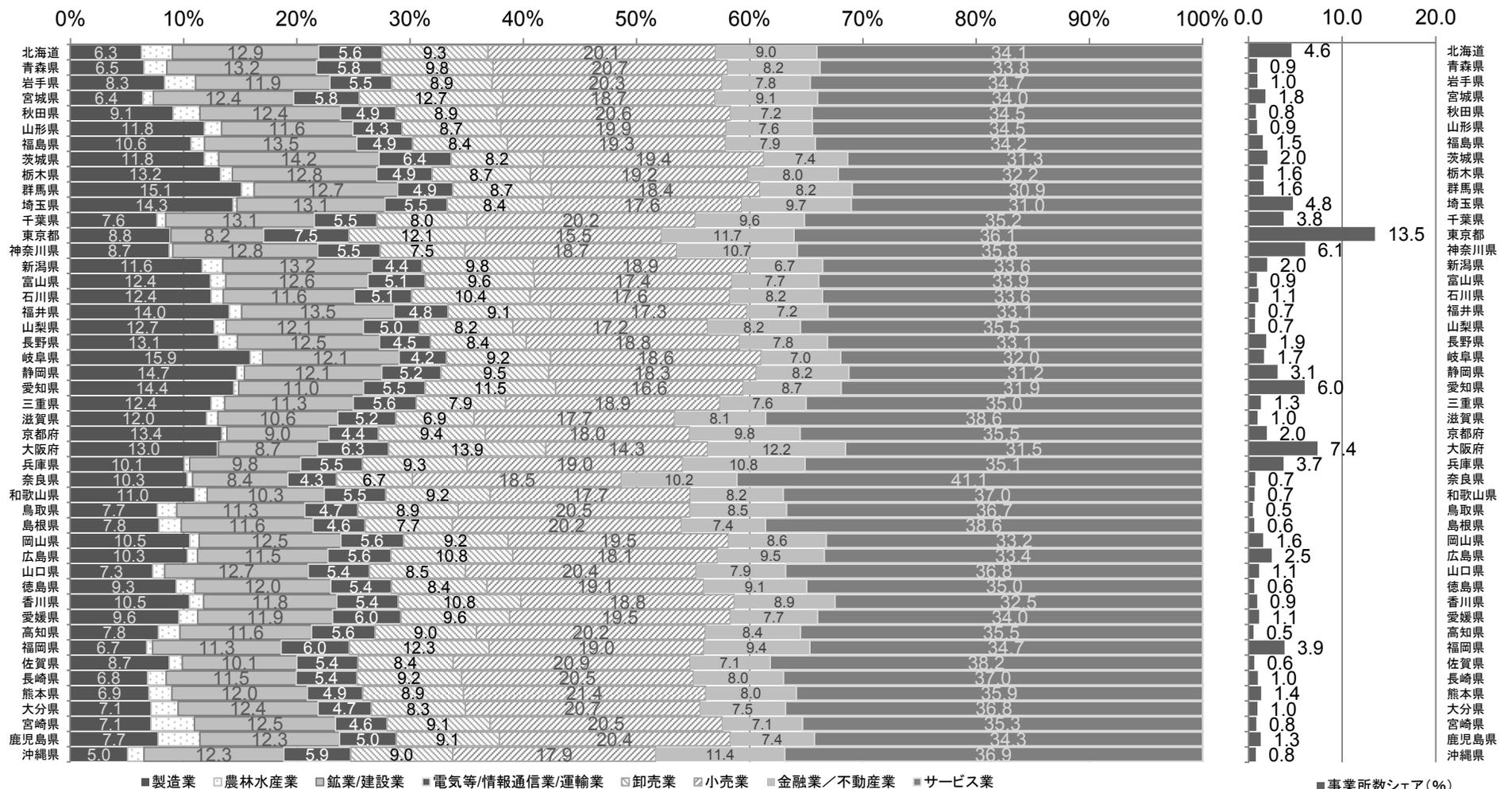


（出典）会社標本調査（国税庁）より作成

3. 産業構造の動向

各都道府県の産業構造 (H24センサス、事業所数)

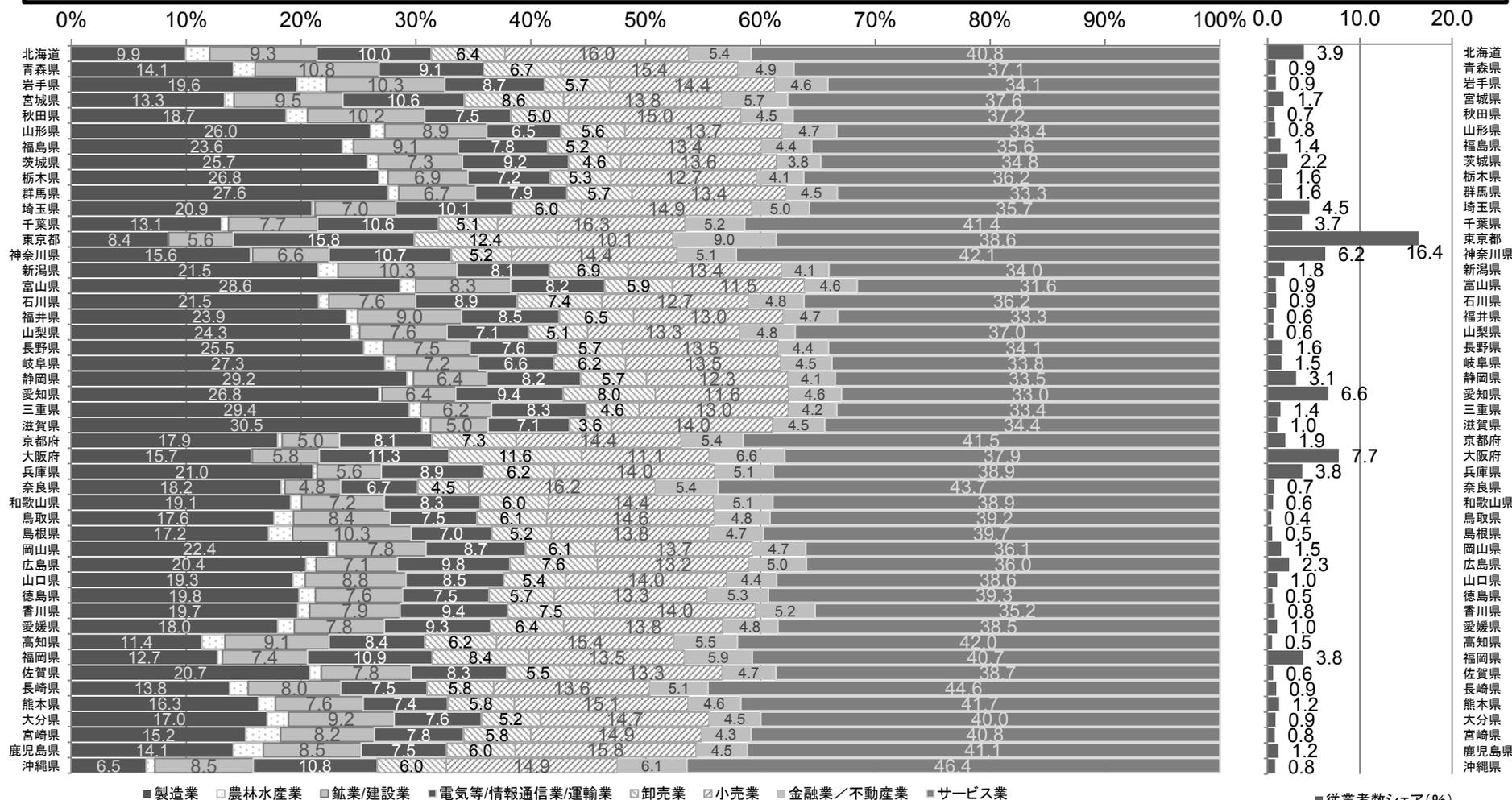
- 製造業の割合は都道府県によって差があり、最大(岐阜県15.9%)と最小(沖縄県5.0%)には3.1倍の開きがある(サービス業、卸売・小売業では1.3倍)。
- 東京都では情報通信業、卸売業、不動産業・物品賃貸業の割合が高い。



(出典)「平成24年経済センサス - 活動調査」(総務省・経済産業省)より作成

各都道府県の産業構造 (H24センサス、従業者数)

- 製造業の割合は都道府県によって差があり、最大(滋賀県30.5%)と最小(沖縄県6.5%)には4.7倍の開きがある(サービス業、卸売・小売業では1.3~1.5倍)。従業者数における都道府県間の差は事業所数よりも大きい。
- 製造業の割合が低い沖縄県ではサービス業の割合が高い。また、東京都では、製造業のほか、小売業、医療・福祉、建設業の割合が低い反面、情報通信業、卸売業、金融・保険業の割合が高い。

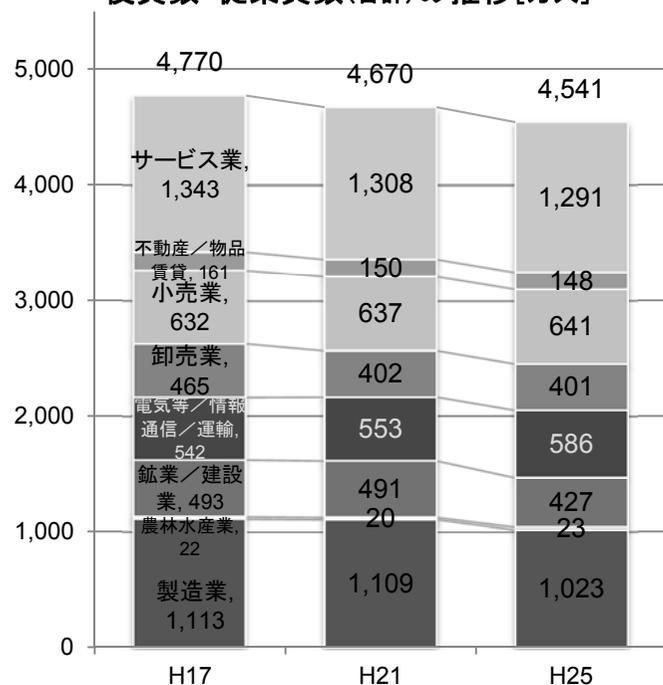


(出典)「平成24年経済センサス - 活動調査」(総務省・経済産業省)より作成

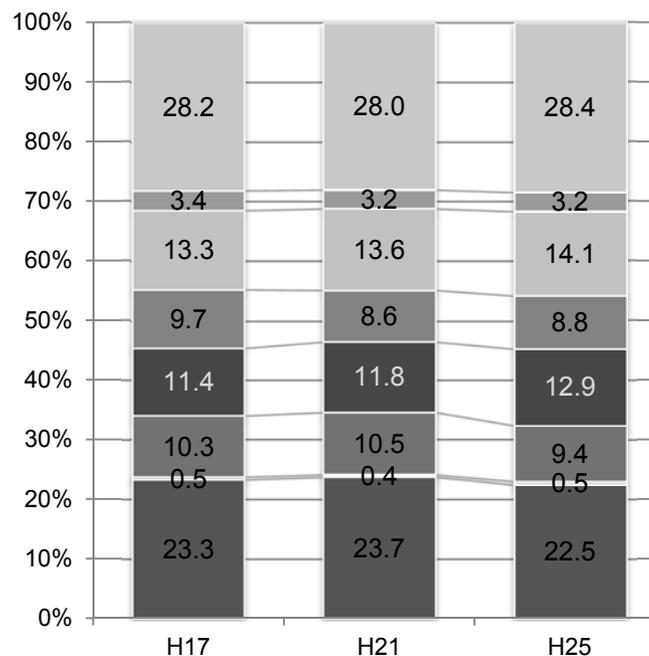
役員数・従業員数でみる産業構造の変化 (H17→21→25)

- 役員数・従業員数(合計)は、減少傾向にある。(H17→H21で2.1%減、H21→H25で2.8%減)
- 「製造業」、「鉱業／建設業」では、H21→H25に減少している。
- 「卸売業」の役員数・従業員数(実数)は、H17→H21では減少しているが、H21→H25ではほぼ減少していない。
- 「情報通信等」で役員数・従業員数(実数)が増加。
- 「サービス業」の役員数・従業員数(実数)は、H17→21、H21→25ともに減少しているが、構成比では横ばいとなっている。

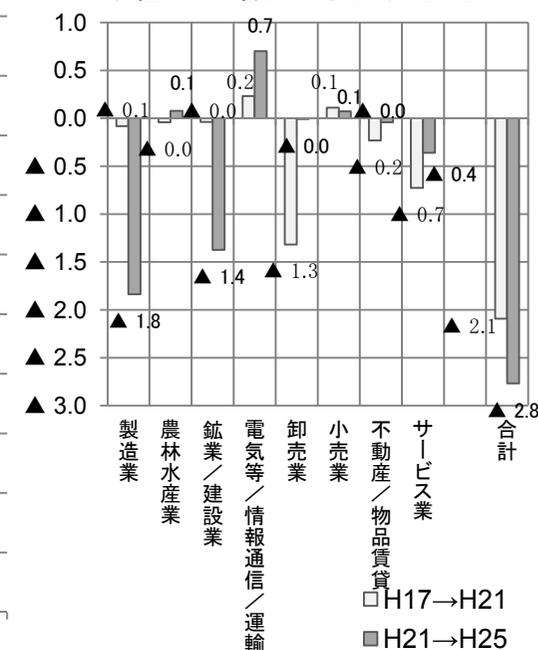
役員数・従業員数(合計)の推移[万人]



役員数・従業員数(合計)の推移[%]



業種別の増減(寄与率)[%]

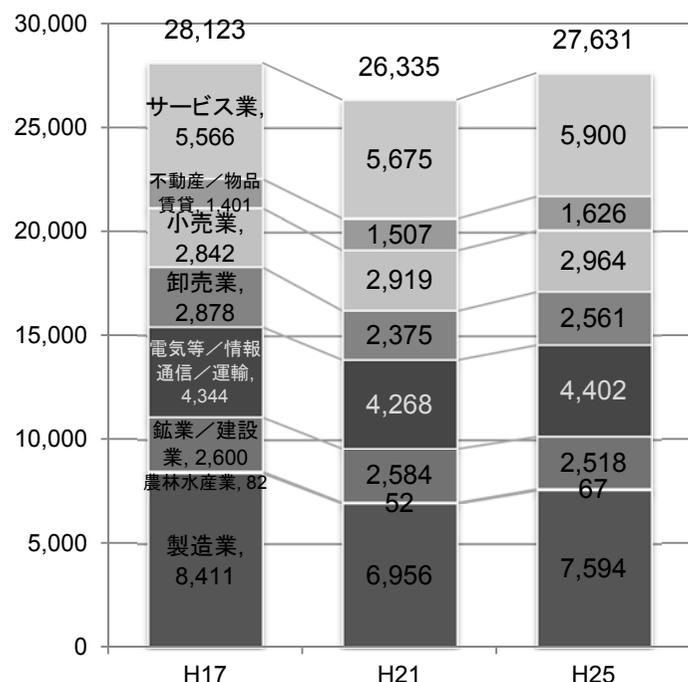


(資料)「法人企業統計」(財務総合政策研究所)を基に作成。

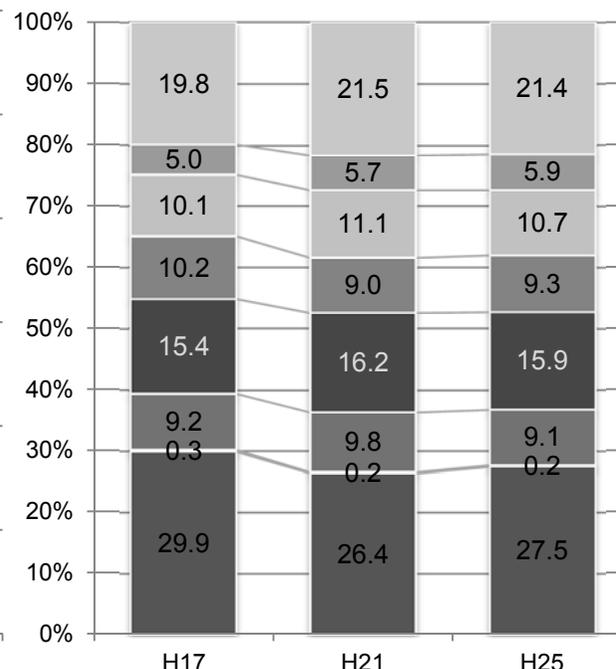
付加価値額でみる産業構造の変化 (H17→21→25)

- 付加価値額は、H17→H21で6.4%減少し、H21→H25では4.9%増加している。
- 「製造業」の付加価値額はH17→H21で17.3%減少し、H21→H25には9.2%の増加に転じた。構成比率は低下している。
- 「卸売業」及び「小売業」(合計)、「情報通信等」の構成比率は横ばい。
- 「サービス業」、「不動産業等」の付加価値額はH18→H21、H21→H25ともに増加している。構成比率では、H18→H21は増加したが、H21→H25は横ばい。

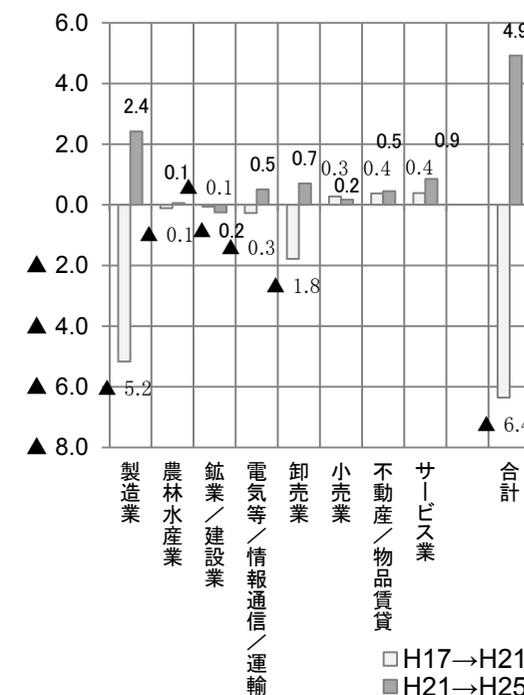
付加価値額の推移[百億円]



付加価値額の推移[%]



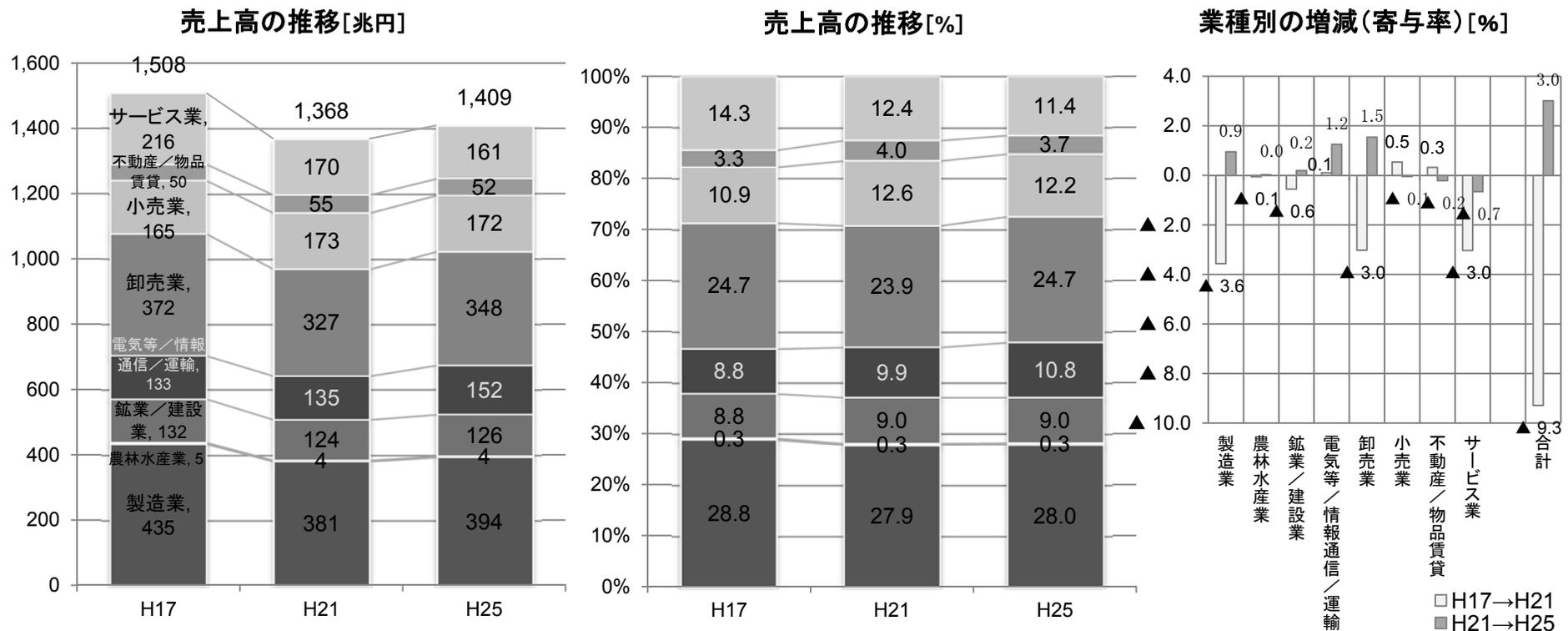
業種別の増減(寄与率)[%]



(資料)「法人企業統計」(財務総合政策研究所)を基に作成。

売上高でみる産業構造の変化 (H17→21→25)

- **売上高**は、H17→H21で9.3%**減少**し、H21→H25では3.0%**増加**している。
- **「製造業」**は、H17→H21で12.4%**減少**し、H21→25では3.4%**増加**している。構成比では、H17→H21には**低下**したが、H21→25では**横ばい**。
- **「情報通信業等」**は、H21→25で**売上高(実額)・構成比**がともに増加している。
- **「小売業」**は、H17→21で増加し、H21→25では横ばい。「卸売業」は、H17→21で12.3%減少し、H21→25で6.4%増加している。
- **「サービス業」**では、**売上高(実額)・構成比**がともに**減少**している。



(資料)「法人企業統計」(財務総合政策研究所)を基に作成。

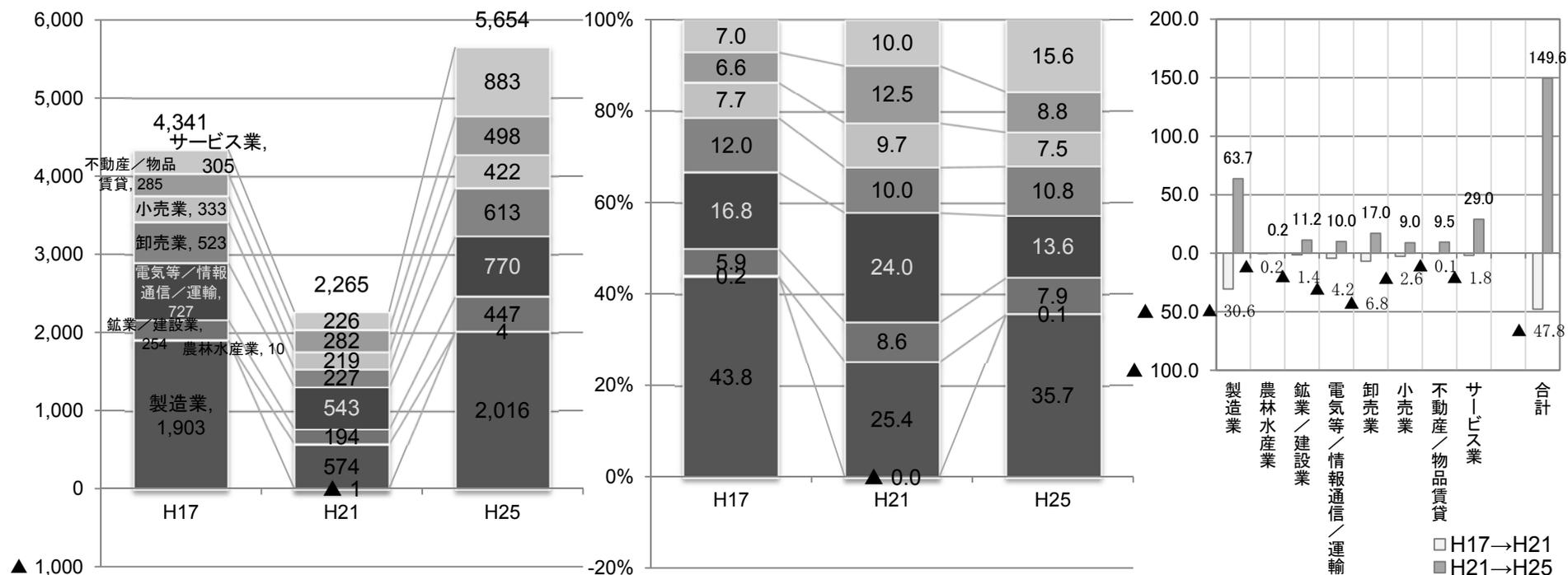
税引前当期純利益でみる産業構造の変化 (H17→21→25)

- **税引前当期純利益**は、H20年度を底として大きく**減少**した後、平成17年度の水準以上にまで**増加**している。
- **「製造業」**の税引前当期純利益は、H25年度にはH17年度を上回る額を計上している。ただし、**構成比率**ではH17年度から8.1ポイント**低下**している。
- 税引前当期純利益の業種別の**構成比率**では、**「サービス業」**の割合が高まっている。

税引前当期純利益の推移[百億円]

税引前当期純利益の推移[%]

業種別の増減(寄与率)[%]

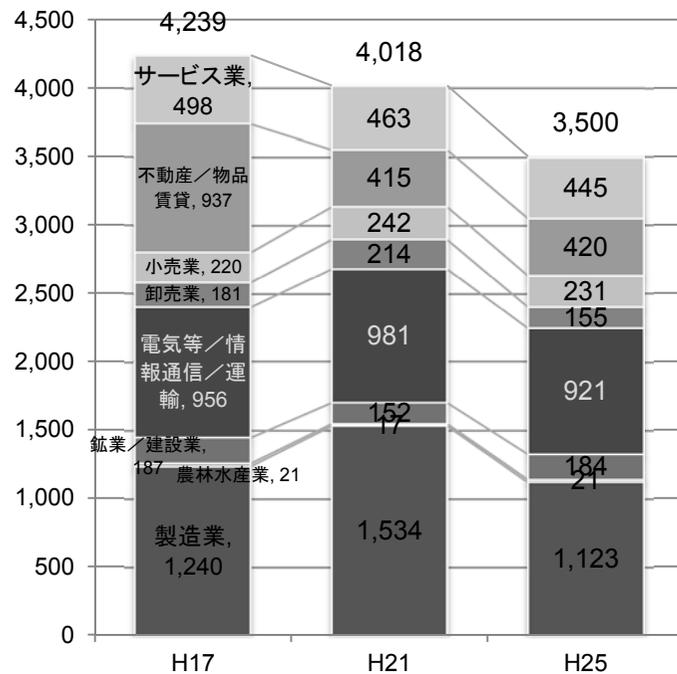


(資料)「法人企業統計」(財務総合政策研究所)を基に作成。

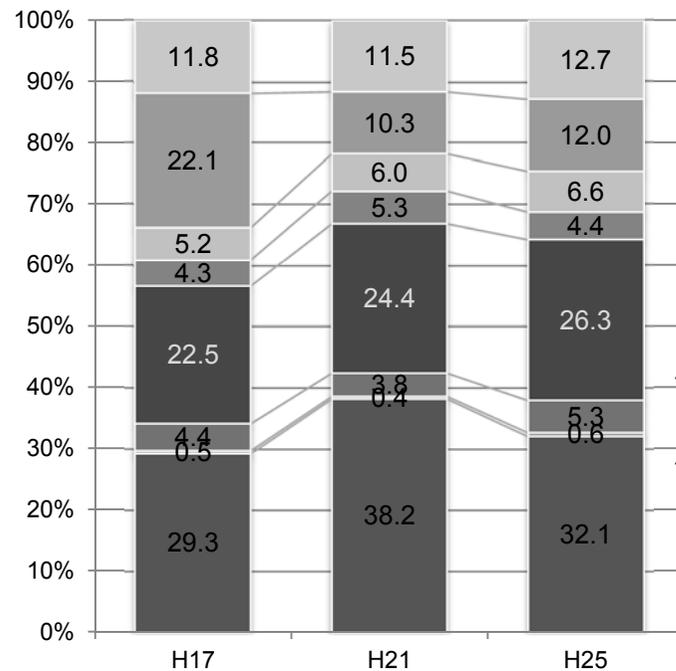
減価償却費でみる産業構造の変化 (H17→21→25)

- 減価償却費(全体)は、減少傾向にある。(H17→H21で5.2%減、H21→H25では12.9%減)
- 「製造業」の減価償却費は、H17→H21で23.7%増加し、H21→H25で26.8%減少している。
- 減価償却費の業種別の構成比率では、「製造業」のほか、「情報通信等」、「小売業」、「サービス業」、「建設業等」の割合が高まっている。

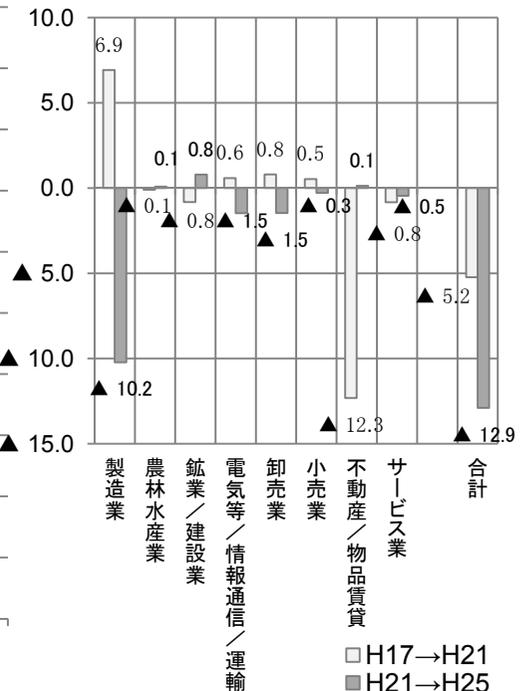
減価償却費の推移[百億円]



減価償却費の推移[%]



業種別の増減(寄与率)[%]



(資料)「法人企業統計」(財務総合政策研究所)を基に作成。

4. 産業分野ごとの動向

製造業の変化（就業者数に占める比率の低下）

製造基盤白書(ものづくり白書) 2013年版

第1章 我が国ものづくり産業が直面する課題と展望

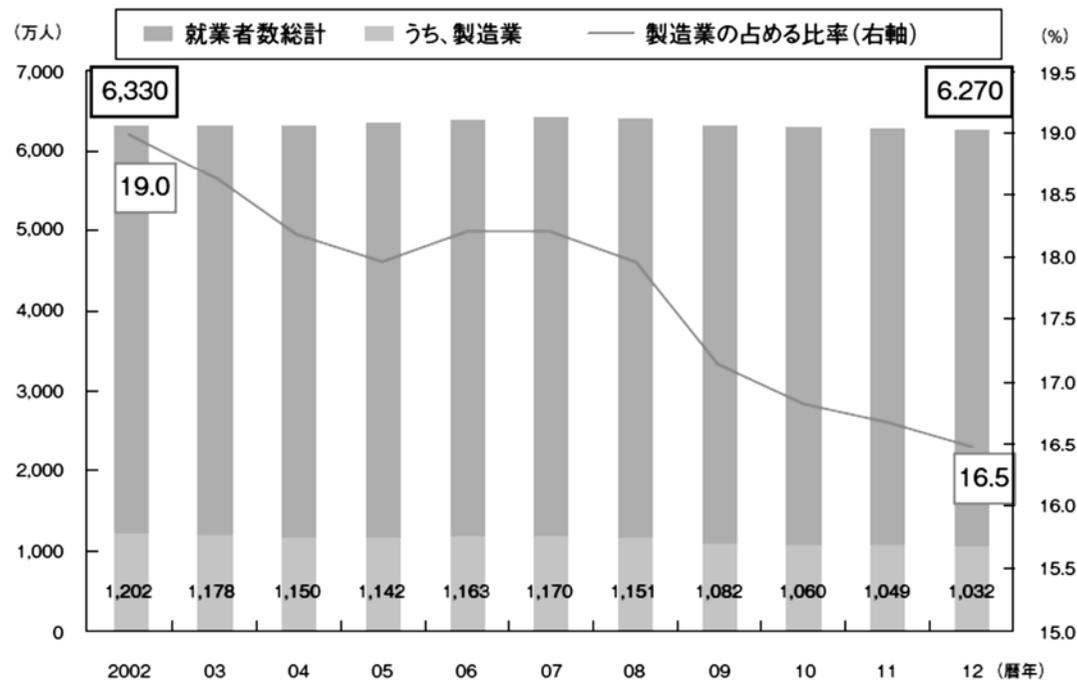
第1節 我が国経済を支えてきたものづくり産業の揺らぎ

1.ものづくり産業は我が国経済の基幹産業

(1)雇用面での製造業の波及効果

直近2012年では我が国の就業者数総計6,270万人のうち、製造業は1,032万人を占めている(図111-3)。全体に占める製造業の比率は年々低下基調であるが、製造業が我が国の雇用を支える中核的な産業であることには変わりはない。また、製造業以外の産業に従事する雇用のうち、製造業に関連する雇用(間接雇用者数)を試算すると、688万人に達しており、製造業の雇用面での裾野の広さがうかがえる。

図111-3 我が国の製造業就業者数



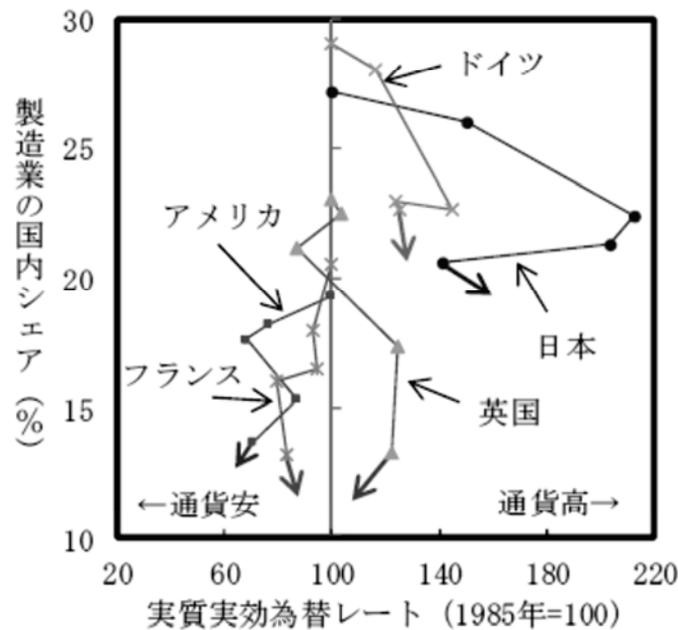
資料:総務省「労働力調査」

第3章 生産の海外シフトと雇用

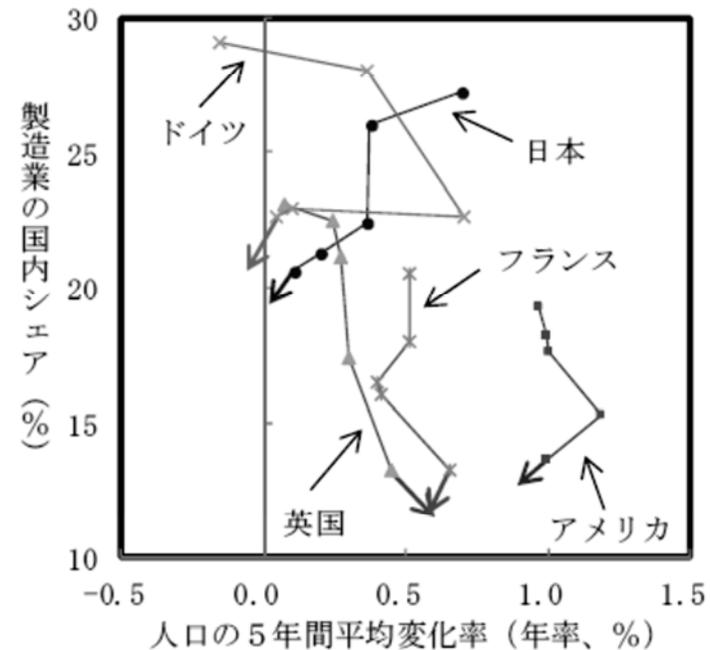
- 先進国では、為替変動や人口構造の変化の違いに関係なく、国内経済に占める製造業のシェアが低下傾向

第3-2-1図 製造業の国内シェアと為替レート、人口構造、対外直接投資残高

(1) 実質実効為替レートとの関係



(2) 人口増加率との関係

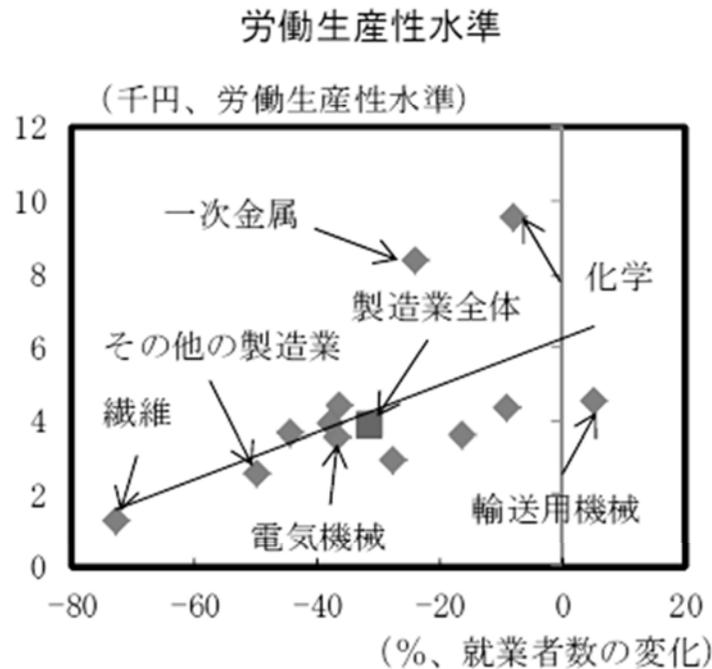


(備考) UN "National Accounts" "World Population Prospects"、IMF "International Financial Statistics"、OECD "Foreign Direct Investment Statistics" により作成。

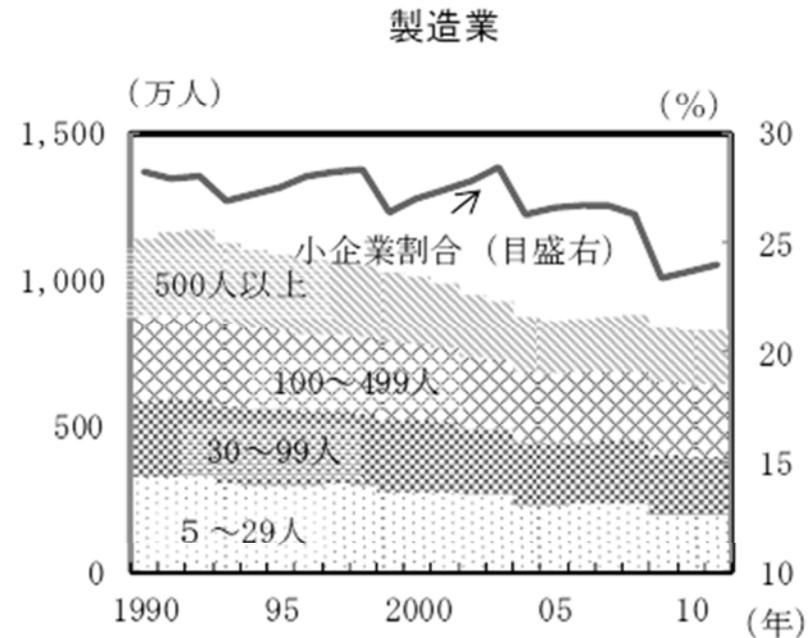
- 産業・雇用構造は製造業から非製造業へシフト
- 製造業では、相対的に労働生産性の低い産業、中小零細企業を中心に雇用が減少

第3-3-6図 就業者数と労働生産性

(3) 製造業の就業者数の変化と労働生産性



(4) 企業規模別の常用雇用者数

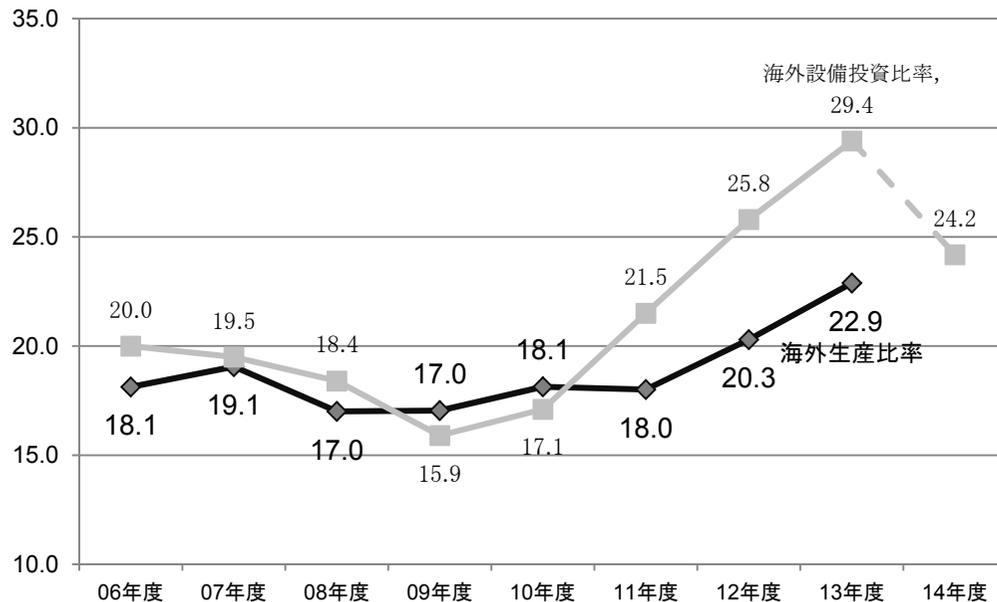


- (備考) 1. (左図) 内閣府「国民経済計算」により作成。就業者数は、1990年から2010年の変化。石油・石炭製品を除く。
2. (右図) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。小企業は常用雇用者数5~29人の企業。

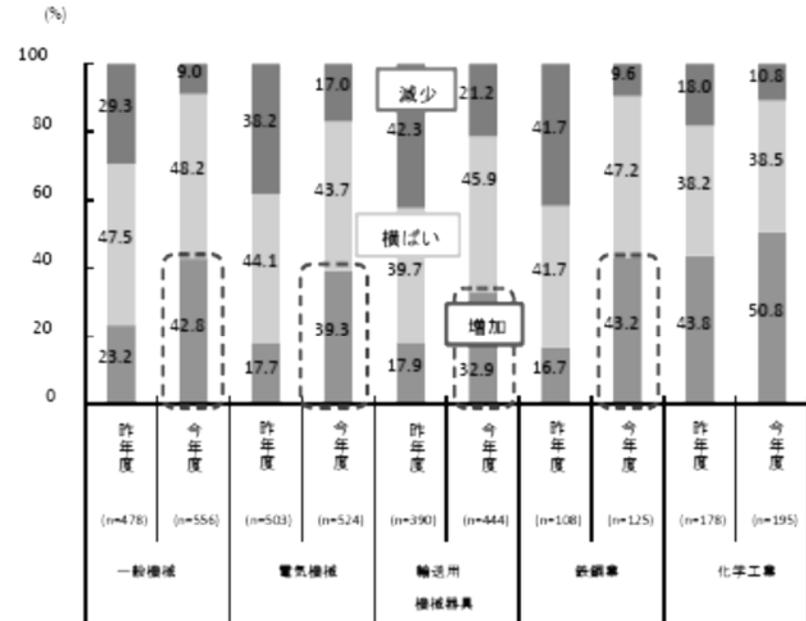
製造業の海外展開と国内回帰

- 製造業の海外生産比率(売上高での比較)は、2008年度(平成20年度)から2013年度(平成25年度)までの間は上昇している。海外設備投資比率は、2009年度(平成21年度)から上昇している。
- ただし、2012年から2013年にかけて、実質実効為替レートは大幅に低下しており、製造拠点の国内回帰の動きが強まっていく可能性がある(平成26年度経済財政白書)。

製造業の海外生産比率／海外設備投資比率[%]



【図表2 国内設備投資の今後3年間の見通し】



※ 海外生産比率(国内全法人ベース) = 現地法人売上高 / (現地法人売上高 + 国内法人売上高) × 100
 ※ 海外設備投資比率 = 現地法人設備投資額 / (現地法人設備投資額 + 国内法人設備投資額) × 100

※ 昨年度: 2013年1月時点
 ※ 今年度: 2014年1月時点

(資料)「第44回海外事業活動基本調査」(経済産業省)

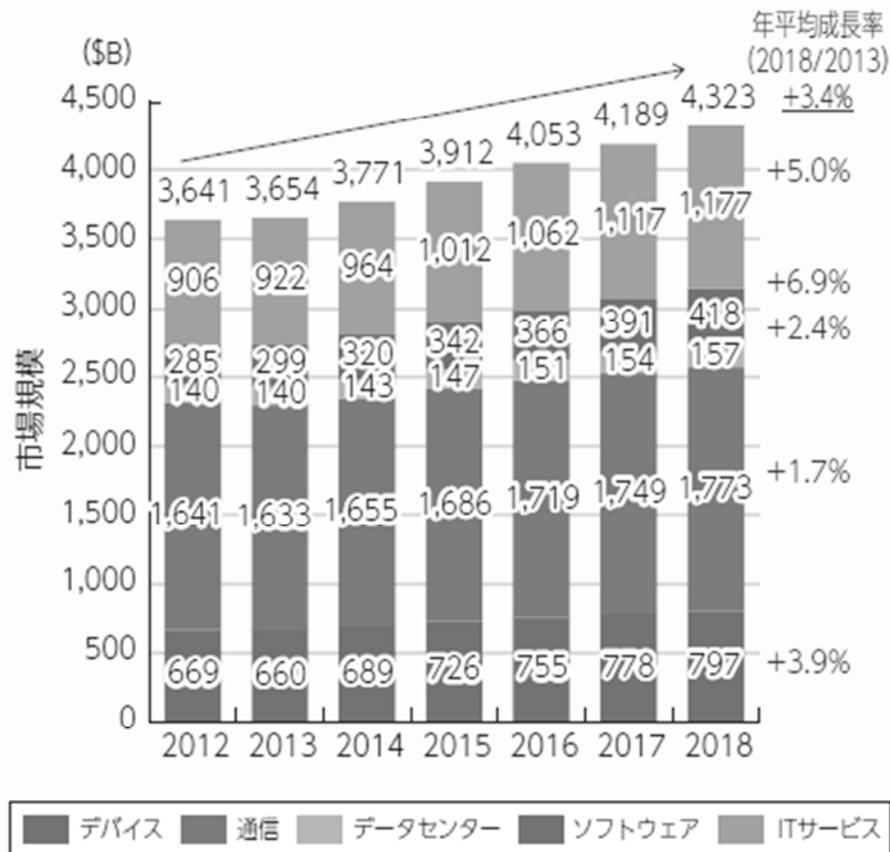
(資料)「製造基盤白書(ものづくり)」(経済産業省)

※ 14年度の海外設備投資比率は、「設備投資計画調査」(株式会社日本政策投資銀行)及び「法人企業統計」(財務総合政策研究所)より作成

ICT関連産業の動向

- 世界的に堅調な成長が続くICT市場において、ハード⇒ソフトへのシフトが進む。
- 2013年の国内データ流通量は8年前の約8.7倍となったほか、2012年には60.9兆円に及ぶ売上向上効果に寄与するなどデータ活用は様々な価値を創出。

図表 世界における ICT 市場の成長率（予測）



(資料)「情報通信白書」(総務省)

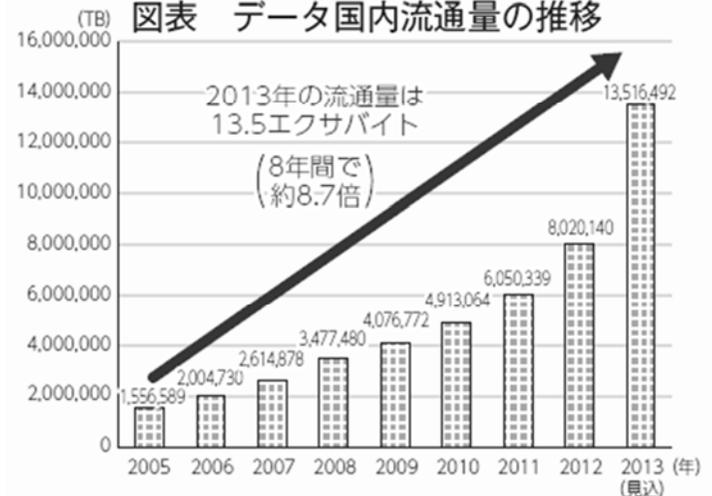
図表 データ活用による売上向上効果の推計 (2012年)

全産業合計で60.9兆円

2012年の全産業の売上高
(1335.5兆円)の4.6%に相当

【内訳】	
流通業(卸売業・小売業)	28.1兆円
流通業以外の産業	32.8兆円

図表 データ国内流通量の推移



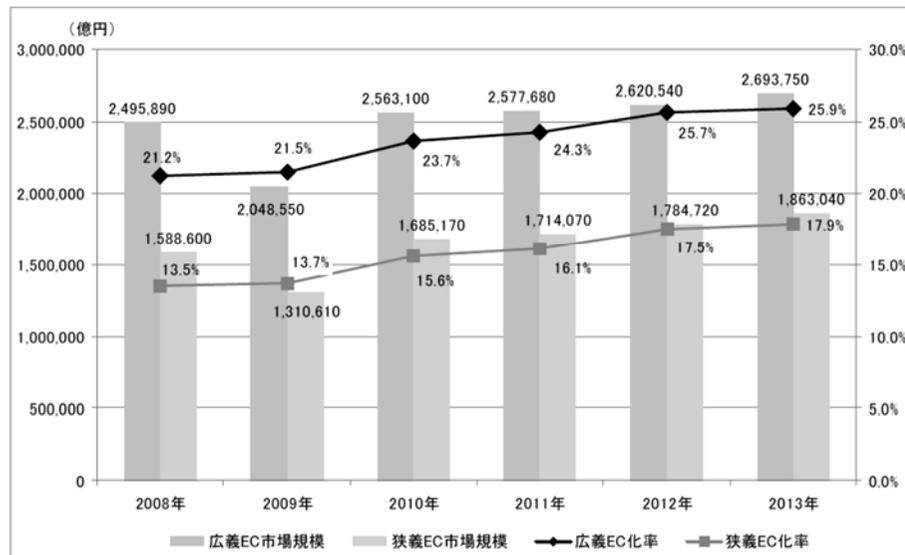
電子商取引(BtoC-EC等)の進展

- 2013年の狭義BtoB-EC市場規模は、186兆3,040億円(H20→25:17.3%増)に。EC化率は17.9%(H20→25:4.2ポイント増)。 ※「BtoB」とは企業同士の商取引をいう。また、ECとは電子商取引をいう。
- 2013年のBtoC-EC市場規模は、11兆1,660億円(H20→25:83.4%増)に。EC化率は3.67%(H20→25:1.88ポイント増)。 ※「BtoC」とは、企業と消費者との商取引をいう。

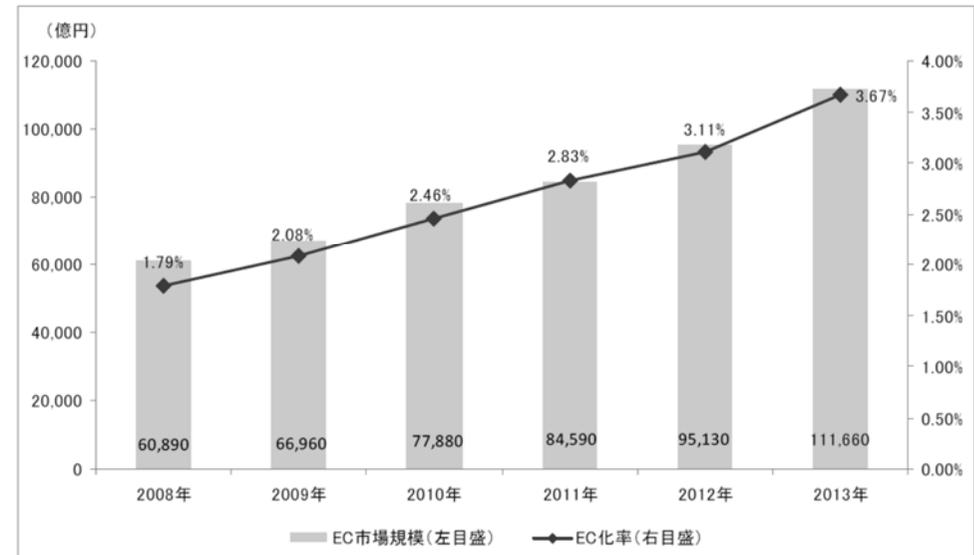
※ 「衣料・アクセサリ小売業」が前年比125.8%、「宿泊旅行業・飲食業」が前年比122.1%、「医療化粧品小売業」が前年比120.4%、などであり、BtoC-EC市場は堅調に成長している。

(資料)「電子商取引に関する市場調査」(経済産業省)

図表 1.1-1 日本のBtoB-EC市場規模の推移(2008年~2013年)



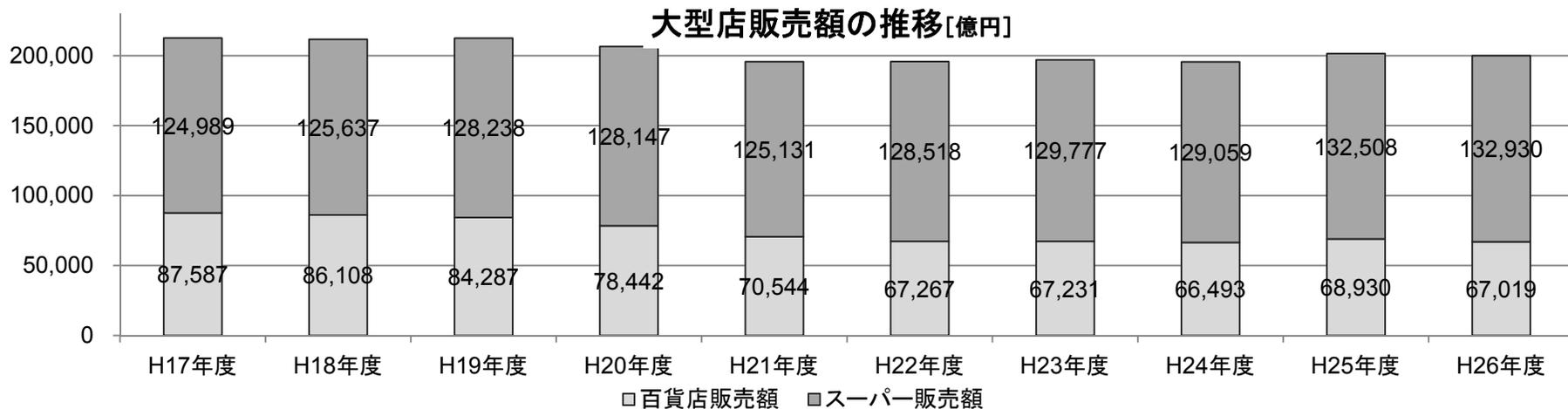
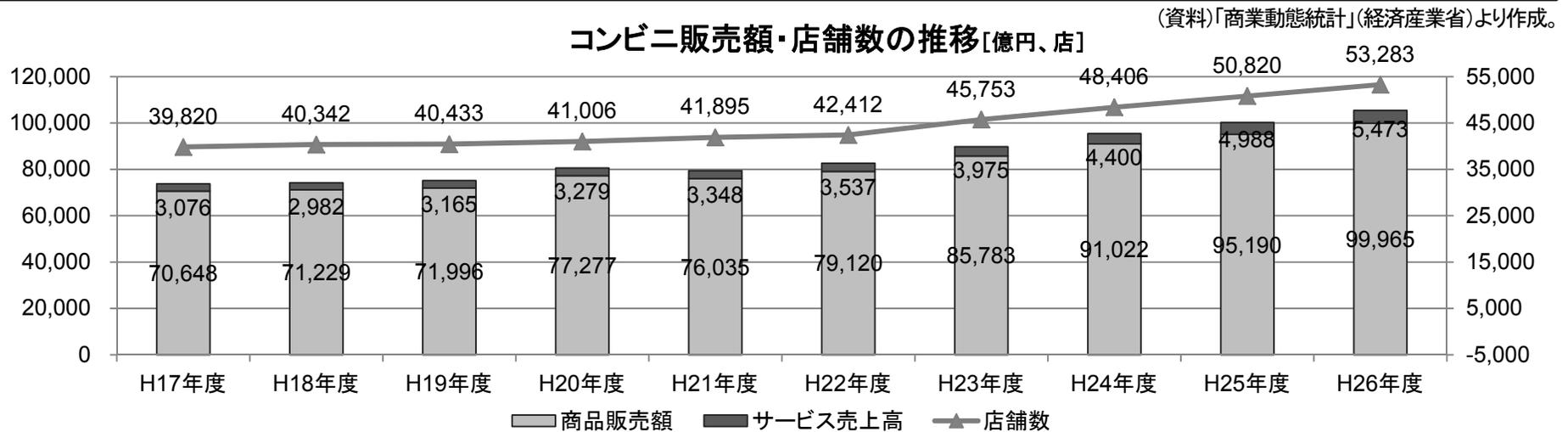
図表 1.2-1 日本のBtoC-EC市場規模の推移(2008年~2013年)



※狭義のECとは、「『インターネット技術を用いたコンピューターネットワークシステム』を介して商取引が行われ、かつ、その成約金額が捕捉されるもの」と定義されている。

小売業（コンビニエンスストア／スーパー／百貨店）の動向

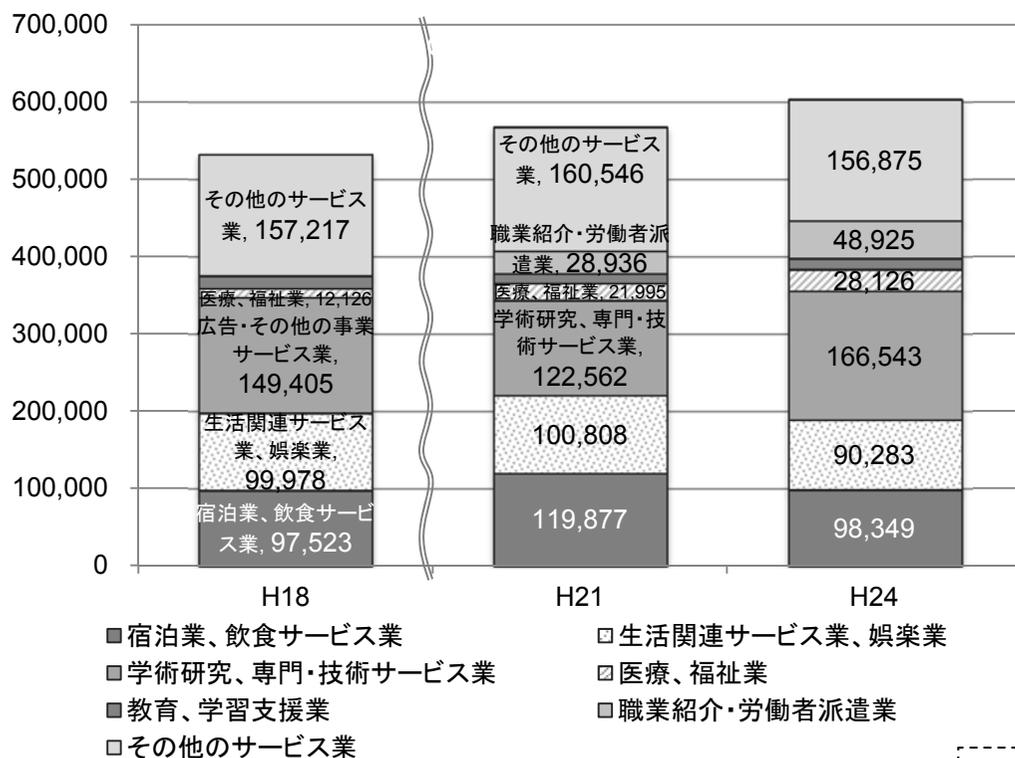
- コンビニエンスストアの店舗数及び販売額は、増加傾向にある。また、販売額のうちサービスに係る売上高も増加している。
- 大型店（百貨店・スーパー）の販売額では、スーパーが増加傾向であるのに対し、百貨店の販売額には減少傾向が見られる。



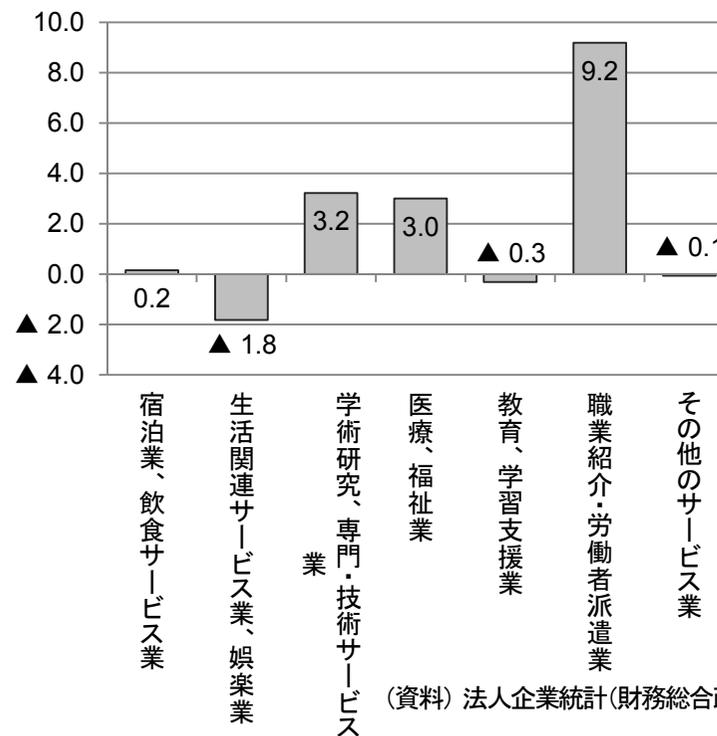
サービス業の動向（付加価値額）

- サービス業の付加価値額は、平成21年度から平成24年度までに13.4%増加している。
- 「職業紹介・労働者派遣業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉業」による増加が大きい。その一方で、「生活関連サービス業、娯楽業」は減少している。

付加価値額(サービス業)[億円]



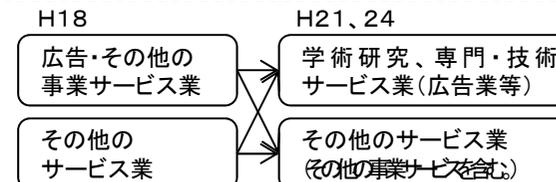
付加価値額での寄与率



(資料) 法人企業統計(財務総合政策研究所)より作成

※ H18調査では、サービス業の分類が異なるため、H21、24調査との単純な比較はできない。
 ※ H18調査の数値は、「物品賃貸業」の数を除外し、「宿泊業・飲食店」を加えたもの。

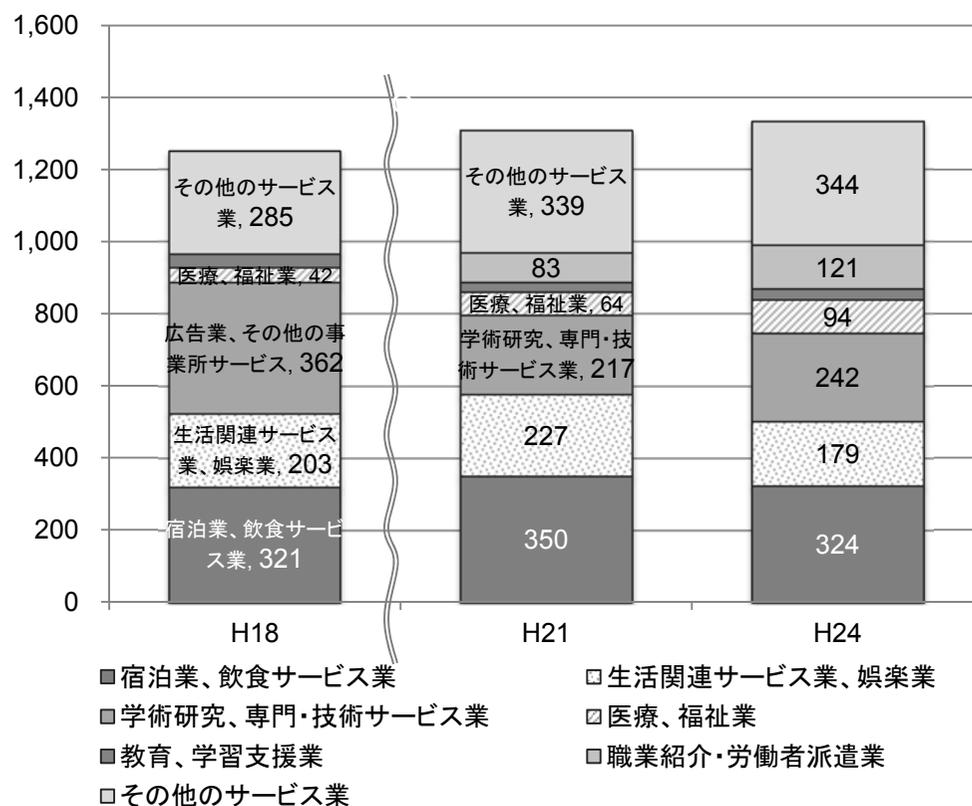
※ サービス業の細項目間に入れ替えが生じているため、分析に当たっては留意が必要。



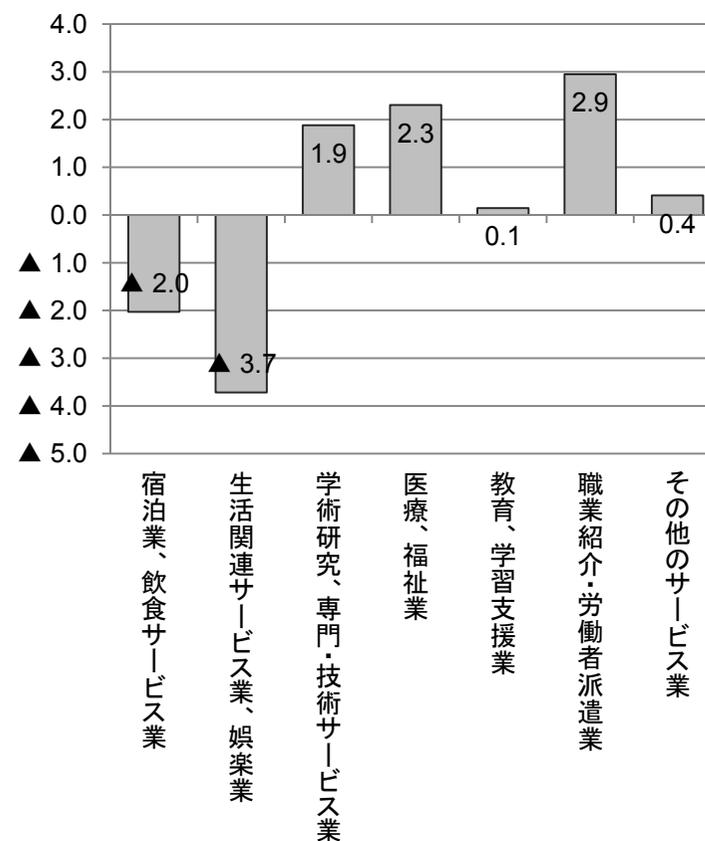
サービス業の動向（役員数・従業員数）

- サービス業の役員・従業員数(合計)は、平成21年度から平成24年度までに1.9%増加している。
- 「職業紹介・労働者派遣業」、「医療、福祉業」、「学術研究、専門・技術サービス業」が増加している。その一方で、「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」が減少している。

役員・従業員数の推移(サービス業)[万人]



役員・従業員数での寄与率



※ H18調査では、サービス業の分類が異なるため、H21、24調査との単純な比較はできない。
 ※ H18調査の数値は、「物品賃貸業」の数を除外し、「宿泊業・飲食店」を加えたもの。

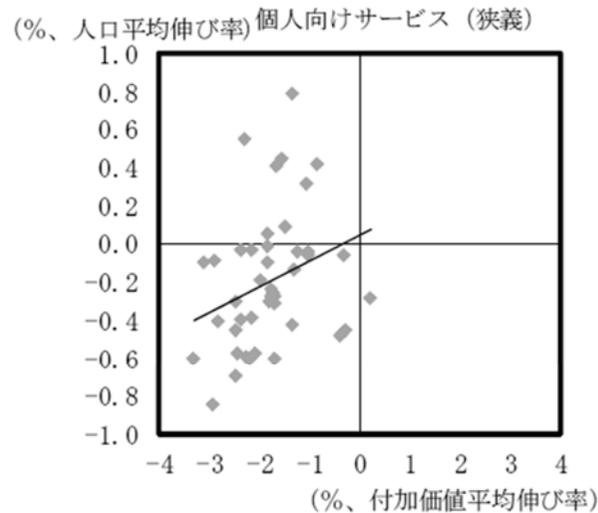
(資料) 法人企業統計(財務総合政策研究所)より作成

第3章 我が国経済の構造変化と産業の課題
第3節 人口減少・高齢化と我が国産業の課題

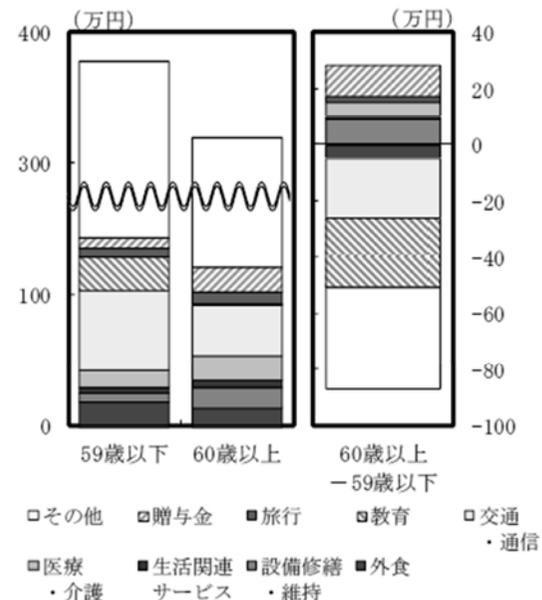
- 個人向けサービスはサービスの中でも「生産と消費の同時性」という特徴を強く持つことから、人口減少による需要密度の低下が生産を下押しする可能性
- 高齢化により医療・介護等への需要は増加。人口減少により小売、飲食への需要が下押しされる一方、高齢化により旅行関連需要は増加。個人向けサービス産業は人口減少と高齢化による需要の変動に対応していくことが重要

第3-3-1図 人口減少・高齢化の個人向けサービス産業への影響

(2) 都道府県の人口増加率と実質付加価値増加率（2001年度～2010年度）



(3) 年齢階級別の年間消費支出額（二人以上世帯）

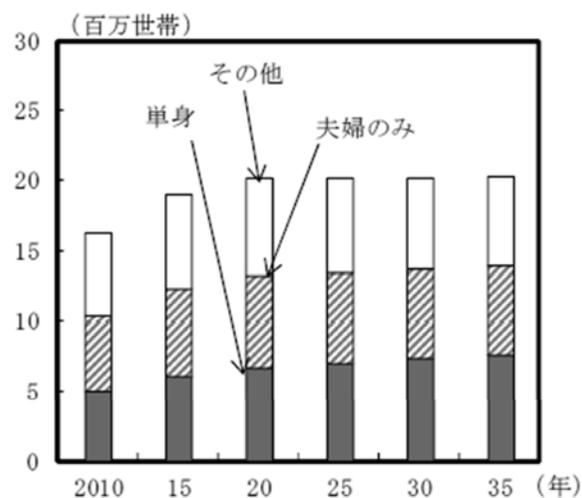


(備考) 1. (左図) 内閣府「県民経済計算」により作成。
2. (右図) 総務省「家計調査」により作成。

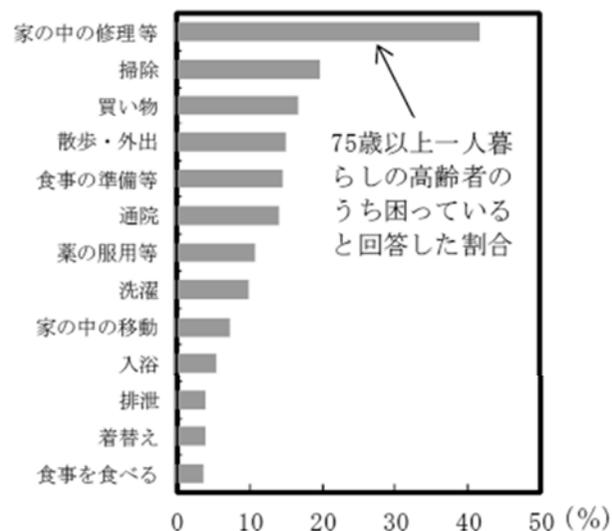
- 高齢者の中でも特に単身者世帯が今後、大幅に増加
- 単身高齢者世帯では、家の中の修理等、掃除、買い物等の生活支援サービスへのニーズが高い。医療・介護周辺産業への多様な主体の参入を一層促進していくことが重要

第3-3-5図 高齢者を取り巻く環境と対応

(3) 世帯主が65歳以上の世帯数の推移



(4) 単身高齢者が生活行動で困っていること

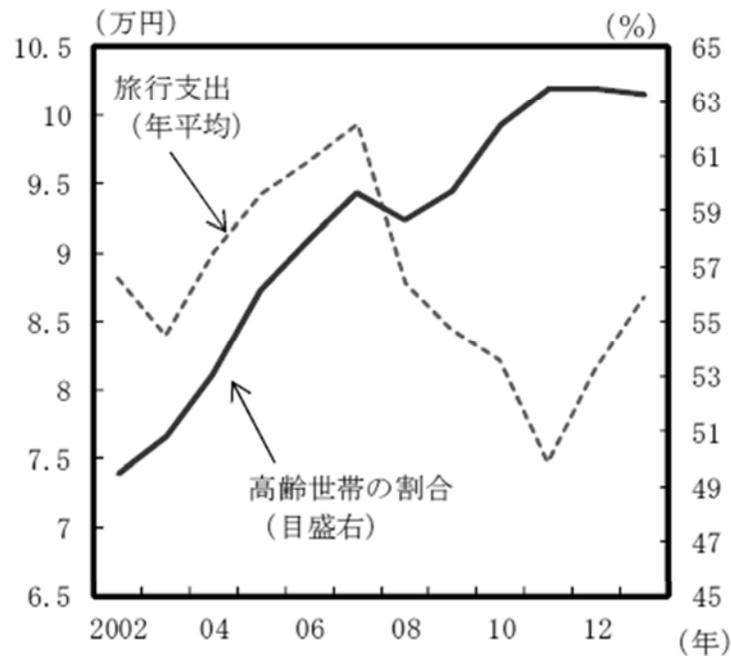


(備考) 1. (左図) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」により作成。
 2. (右図) 社会保障審議会介護保険部会（第47回）資料により作成。

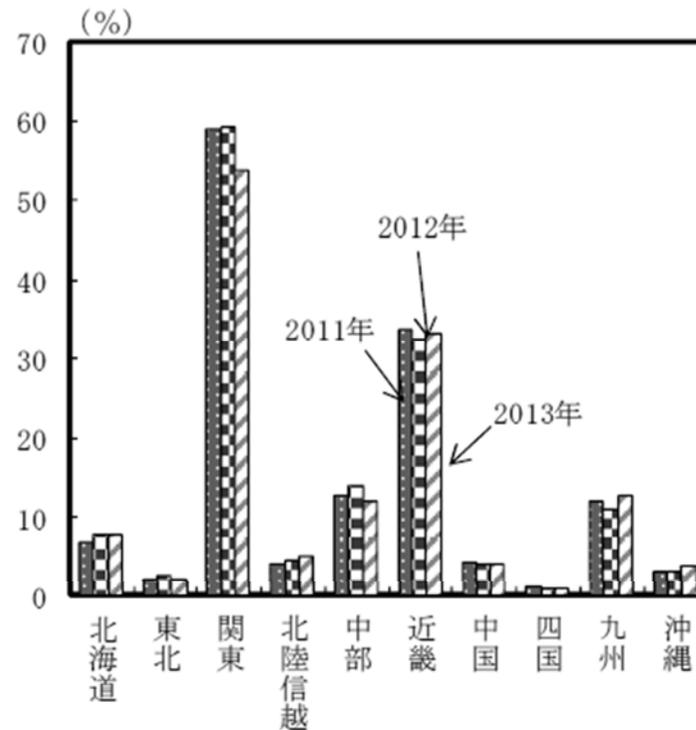
- 高齢化に伴い、旅行支出に占める高齢者の割合は上昇傾向。高齢者は、医療・介護支出のほか、旅行への支出を希望
- 訪日外国人の訪問先は関東、近畿に偏っており、伝統文化、地域文化等を通じた日本ブランドの確立等により、他の地域でも増加の余地

第3-3-6図 高齢化と訪日外国人の増加により高まる観光需要

(1) 旅行支出と高齢者の占める割合



(2) 外国人の地方別訪問率

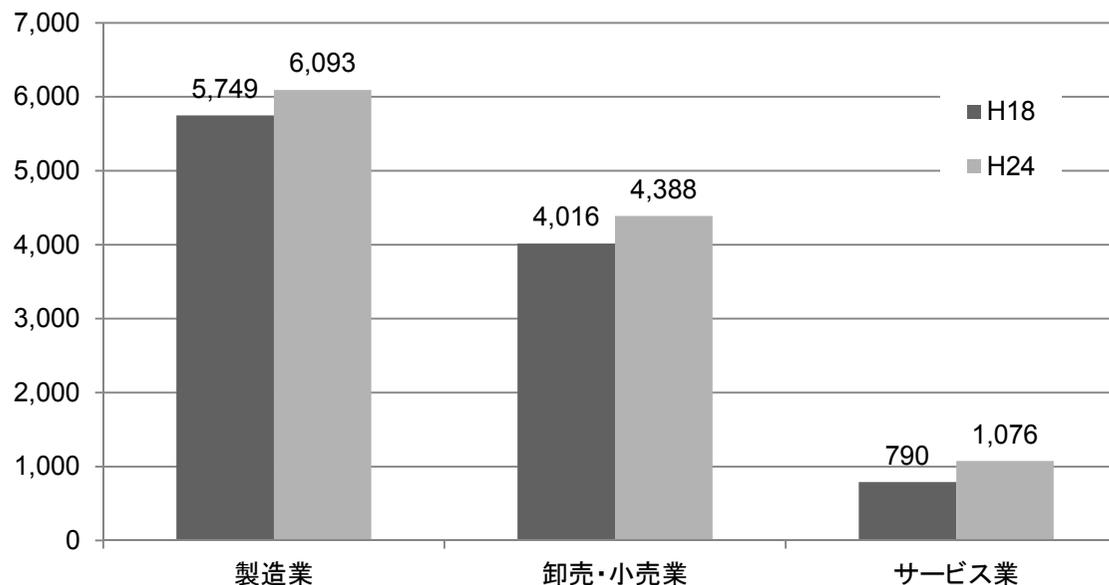


(備考) 1. (左図) 総務省「家計消費状況調査」により作成。
 2. (右図) 観光庁「訪日外国人消費動向調査」により作成。

組織形態（分社化・子会社）の状況

- 子会社・関連会社を保有する法人数は、増加傾向にある。
- 子会社・関連会社を減少した企業数が子会社・関連会社を増加した企業数を上回る時期もあったが、平成23年度・平成24年度は増加した企業数が上回っている。

子会社・関連会社を保有する法人数



(資料) 企業活動基本調査(経済産業省)より作成

第3章 我が国産業の稼ぐ力と資本の役割

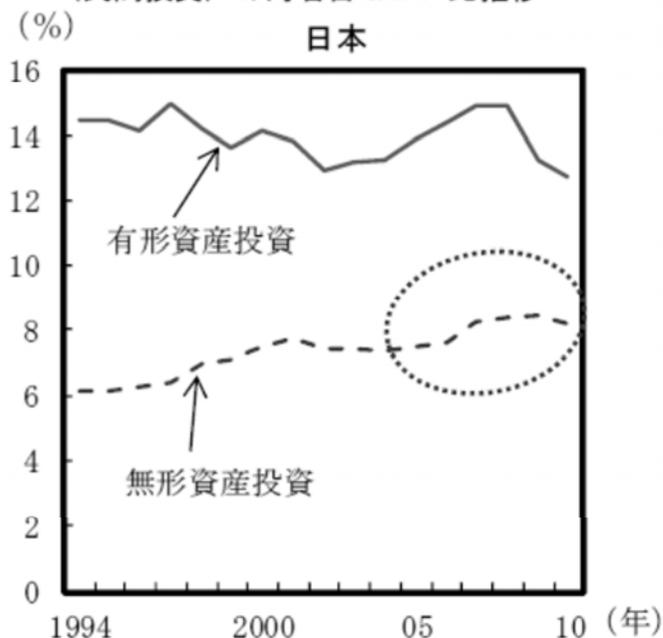
- 我が国の生産性を向上するためには、有形資産投資以外に、ソフトウェア購入、研究開発、人的資本形成、経営組織改革等の活動が蓄積された無形資産投資が重要
- 無形資産投資は有形固定資産投資に比べて低水準にあるものの着実に増加

第3-2-4図 無形資産投資の推移

(1) 無形資産の分類

情報化資産	<ul style="list-style-type: none"> ・受注ソフトウェア ・パッケージ・ソフトウェア ・自社開発ソフトウェア ・データベース
革新的資産	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発（R&D）、他の製品開発 ・著作権及びライセンス ・デザイン（機械設計、建築設計） ・資源開発権
経済的競争能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド資産（広告、市場調査） ・企業の人的資本形成の取組 （社員教育・研修の実施、実施に必要な人材導入） ・組織形成・改革 （コンサルタントサービスの導入、経営管理にかかる取組）

(2) 無形資産投資、有形資産投資
（民間投資）の対名目GDP比推移



(備考) 1. (左図) Corrado, Hulten, Sichel (2004) に基づき内閣府により作成。

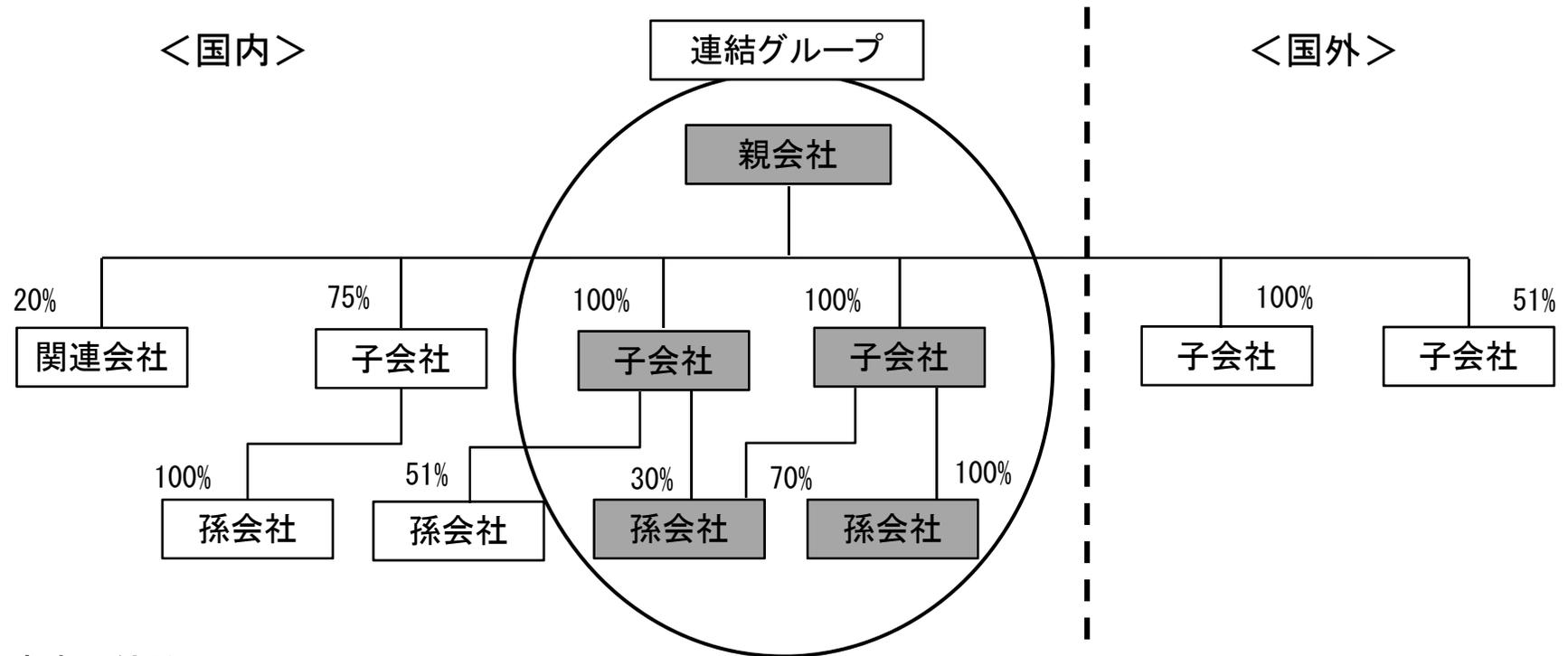
2. (右図) BEA、独立行政法人経済産業研究所「JIPデータベース2014」、内閣府「国民経済計算」により作成。

連結納税制度と地方法人課税

連結納税制度の概要

(1) 適用対象

- 親会社と、それが直接又は間接に100%の株式を保有するすべての子会社（外国法人を除く。）
- 選択制（国税庁長官の承認。一旦選択した場合は、原則として継続して適用。）



(2) 申告・納付

- 親会社が法人税の申告・納付（子会社は連帯納付責任を負い、個別帰属額等を提出）

(3) 所得、税額の計算

- 連結グループ内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行い連結税額を算出

※財務省HPを基に作成

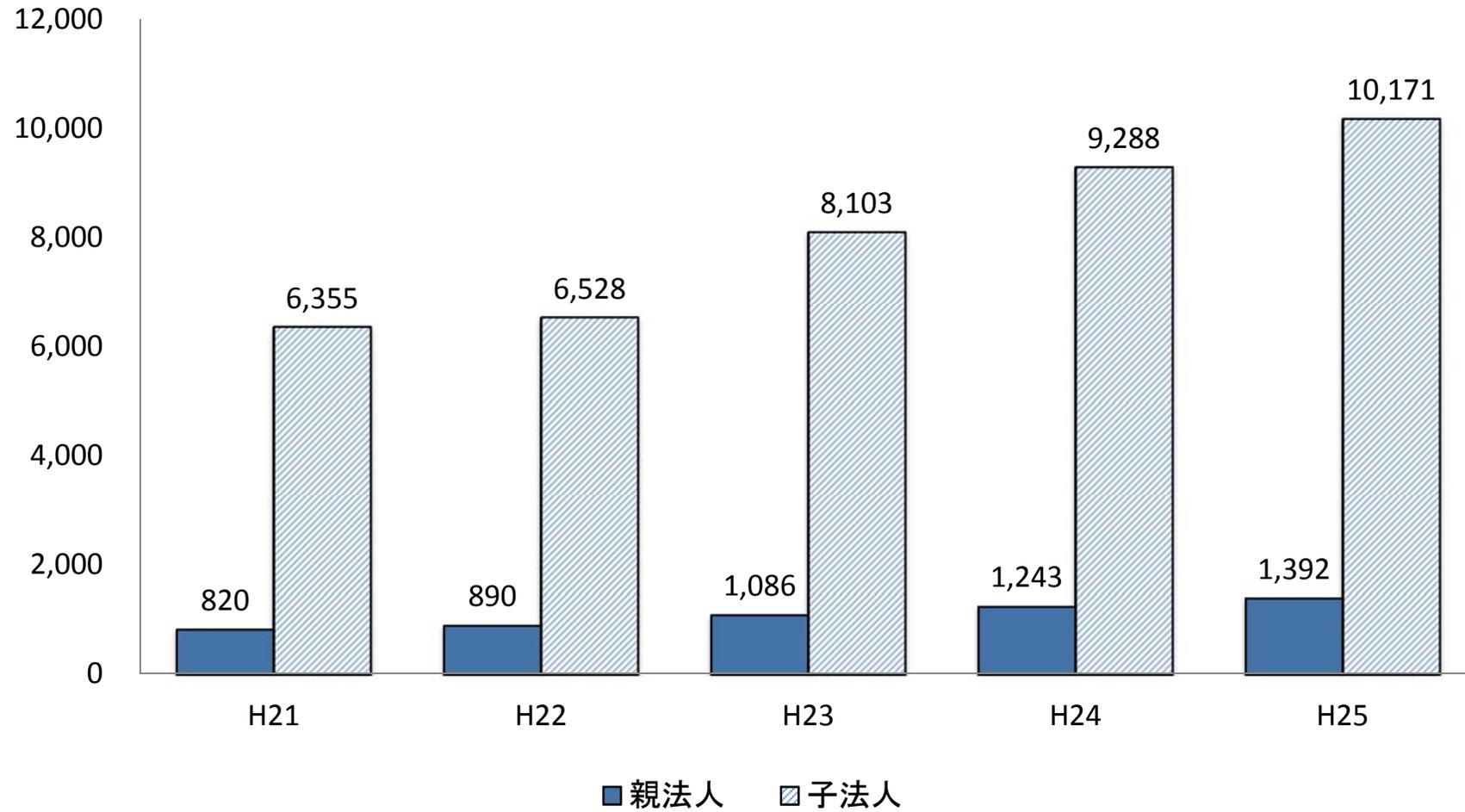
連結申告の状況

単位：億円

項目		年度						
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
連結申告の状況	申告件数	703件	774件	841件	904件	1,109件	1,275件	1,425件
	黒字申告割合	44.1%	34.1%	32.1%	32.7%	35.2%	50.0%	57.5%
	申告所得金額	70,727	21,883	22,669	23,986	30,375	52,101	85,731
	黒字申告1件当たり所得金額	228	83	84	81	79	82	105
	申告欠損金額	5,108	41,368	24,133	23,696	22,388	17,964	11,613
	赤字申告1件当たり欠損金額	13	81	42	39	31	28	19
内添付された個別帰属額届出書の状況	連結親法人・連結子法人の届出件数	7,038件	7,111件	7,330件	7,423件	9,305件	10,711件	11,633件
	黒字分	4,708件	4,163件	4,293件	4,635件	5,793件	6,695件	7,606件
		66.9%	58.5%	58.6%	62.4%	62.3%	62.5%	65.4%
	赤字分	2,330件	2,948件	3,037件	2,788件	3,512件	4,016件	4,027件
		33.1%	41.5%	41.4%	37.6%	37.7%	37.5%	34.6%
	個別所得金額	82,992	38,475	43,680	41,864	49,973	68,237	106,408

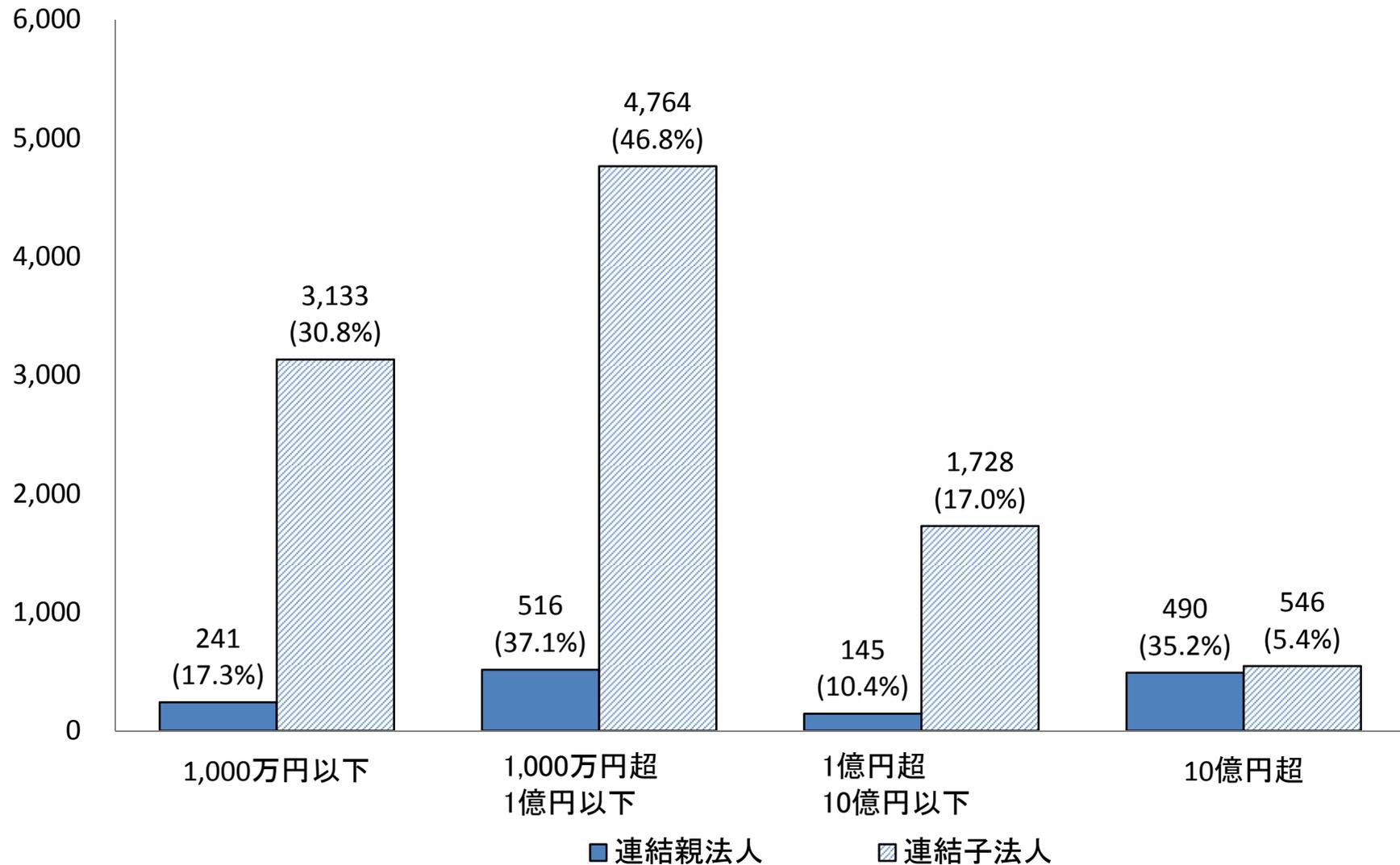
出典：国税庁「法人税等の申告（課税）実績の概要」

連結法人数の推移



※国税庁「平成25年度会社標本調査結果」を基に作成

資本金階級別連結法人数(平成25年度)



※国税庁「平成25年度会社標本調査結果」を基に作成

※()は連結親法人、連結子法人ごとの資本金階級別構成割合

連結所得に適用される法人税率(主なもの)

		連結納税	(参考)単体納税
普通法人	大法人 (資本金又は出資金が1億円超)	23.9%	23.9%
	中小法人 (資本金又は出資金が1億円以下)	年800万円以下は 19%※ 年800万円超は 23.9%	年800万円以下は 19%※ 年800万円超は 23.9%
協同組合等		20%	19%

※ 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度において、所得又は連結所得の金額のうち年800万円以下の金額について適用される税率は15%
(租税特別措置法第42条の3の2①、第68条の8①)

○法人住民税法人税割の税率は、法人の種別を問わず法人税額又は個別帰属法人税額の一定割合
(標準税率:道府県民税3.2%、市町村民税9.7%)

連結納税制度導入検討時の地方税に係る主な論点

三 地方税

- 地方税の取扱いについては、税の性格や仕組みを踏まえ、受益と負担の関係にも配慮して検討を行うことが必要ではないか。
- また、納税者や課税庁である地方団体の事務負担についても十分考慮することが必要ではないか。
- 法人事業税は、各地方団体により提供される行政サービスの対価として課される税であり、法人税とは課税の根拠、課税客体などを異にするものであることから、現行どおり、個々の法人を課税単位とすべきではないか。また、この場合において、連結グループ内の各法人の所得をどのように捕捉すべきか。
- 法人事業税に外形標準課税を導入する場合においても、所得基準の併用が見込まれることから、その取扱いを明確にする必要がある。
- 法人住民税は、法人に対し、均等割額と法人税割額の合算額により課税するものであり、地域社会の構成員である「住民」の概念を踏まえれば、企業グループを単一の主体として捉えるのではなく、個々の法人を課税単位とする仕組みとすべきではないか。
- この場合、法人税割の課税標準となる「法人税額」をどのようなものとすべきか。

※平成13年7月24日政府税制調査会法人課税小委員会 事務局提出資料から関係部分を抜粋

「連結納税制度の基本的考え方」(抄)

平成13年10月9日
政府税制調査会
法人課税小委員会

一 基本的な考え方

1. 連結納税制度の意義

- (1) 連結納税制度は、企業グループの一体性に着目し、企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算して所得を計算するなど、企業グループをあたかも一つの法人であるかのように捉えて法人税を課税する仕組みである。
- (2) このような連結納税制度の意義は、企業の事業部門が100%子会社として分社化された企業グループやいわゆる純粹持株会社に所有される企業グループのように、一体性をもって経営され実質的に一つの法人とみることができる実態を持つ企業グループについては、個々の法人を納税単位として課税するよりも、グループ全体を一つの納税単位として課税するほうが、その実態に即した適正な課税が実現されることにある。
また、近年、企業グループの一体的経営の急速な進展や企業組織の柔軟な再編成を可能とするための独占禁止法や商法の改正が行われる中であって、連結納税制度の創設は、結果として、企業の組織再編成を促進し、わが国企業の国際競争力の維持、強化と経済の構造改革に資することになるものと考えられる。

七 地方税

法人事業税及び法人住民税については、地域における受益と負担との関係等に配慮し、単体法人を納税単位とするとともに、納税者及び課税庁双方の事務負担も十分考慮に入れ、基本的には、法人税の連結所得金額及び連結税額の計算過程において連結グループ内の各法人に配分される所得金額又は税額を基にして課税標準を算定する仕組みとすることが適当である。

平成14年度税制改正大綱（抄）

平成13年12月14日
自由民主党

第一 基本的考え方

1 連結納税制度

近年、わが国企業を取り巻く経営環境は大きく変化し、これに対応して独占禁止法、商法の改正が行われ、法人税制においても累次にわたる税負担の軽減と企業組織再編税制の整備等を積極的に行い、企業活力の向上と経営のしやすい組織の再編、統合を行うことができる環境作りを進めてきた。こうした中、企業の国際競争力を維持、強化し、持株会社を中心とした企業合併や分割による機動的な組織再編を促していくために不可欠な手段として、連結納税制度の導入は積年の課題であった。さらに、連結納税制度の導入は、企業の一体的経営が進んでいる経済実態に対応する税制を構築するものであり、一連の法人税改革の集大成でもある。

わが国財政は極めて厳しい状況に置かれているが、企業の円滑な再編を促し、国際的な競争力の強化を図るため、租税回避の防止にも配慮しつつ、国際的に遜色のない本格的な連結納税制度を平成14年度に創設する。

第二 平成14年度税制改正の具体的内容

一 連結納税制度

7 地方税

法人事業税及び法人住民税については、地域における受益と負担との関係等に配慮し、単体法人を納税単位とする。

各法人の課税標準については、基本的には、法人税の連結所得金額及び連結税額の計算過程において連結グループ内の単体法人に配分される所得金額又は税額を基に算定する仕組みとする。

地方税において単体法人を納税単位としている理由

- ① 地域外の法人の事業活動の成果が当該地方公共団体の税収に反映されてしまうこと
- ② 地方公共団体と当該地域で事業活動を行う法人との結びつきが希薄化し、地域における協調関係を阻害しかねないこと
- ③ 連結納税制度は現行の地方税の仕組み（法人事業税は課税標準や分割基準が業種により異なること、法人住民税は法人税割と均等割との合算額により課税するものであること等）とは本来的に馴染まないものであること

(平成14年改正地方税制詳解)

連結納税制度に関する国会答弁

平成14年6月11日 参・総務委員会 高橋委員に対する瀧野政府参考人答弁

ただいま御指摘がございましたように、地方税におきましては、地域におきます受益と負担の関係、これが非常に重要なポイントでございます。仮に地方税におきまして連結納税制度が導入されたといたしますと、一つには、地域外の法人の事業活動の結果が税収に反映されまして、受益と負担の関係が損なわれることになってしまいます。二つ目には、地方公共団体と当該地域で活動する法人との結び付きを希薄化いたしまして、地域におきます協調関係を阻害しかねないという問題があるということでございます。

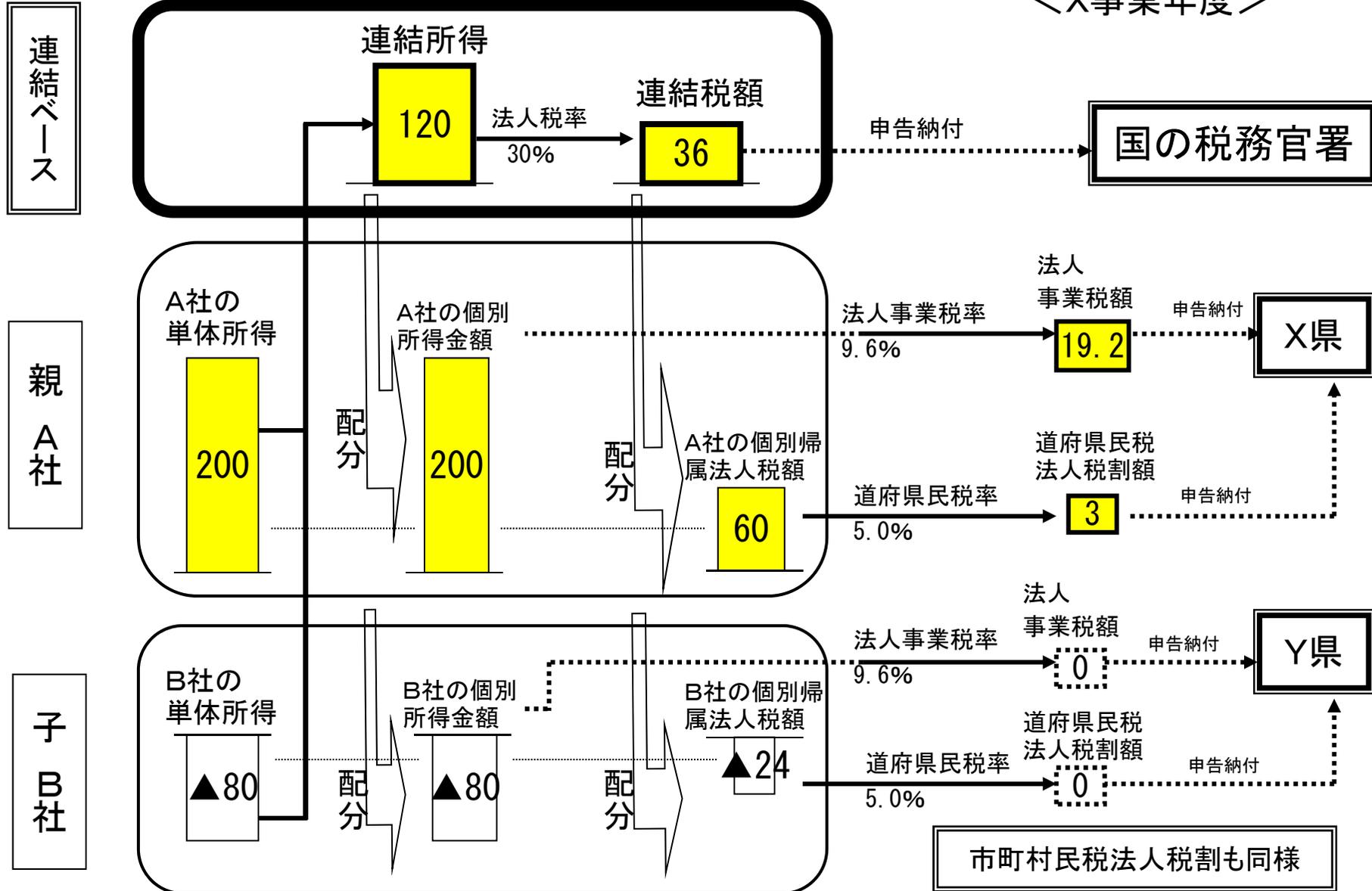
また、技術的に申し上げましても、現在、事業税、特に事業税におきましては、収入金課税と所得金課税というものがございますので、これを連結いたしました場合にどういう形でお互いに損益通算をするのかという問題もございますし、また、幾つかの都道府県に事務所を置いている法人につきましては、分割基準というものを構えまして各府県にこれを帰属させるということにしておりますが、この分割基準が業種によって異なっておるという状況にありますので、そういった面でも、異なった業態を一つのグループとした場合にどういう形で各県に帰属させるかという面でも、技術的になかなか難しい問題があるわけでございます。

こういったことから、この地方税につきまして、政府税制調査会の答申におきましても、「地域における受益と負担との関係等に配慮し、単体法人を納税単位とすることが適当である。」というふうにされたところでございまして、今回の改正におきまして、こういったことも踏まえまして、従来どおり単体法人を納税単位とするということにしているところでございます。

連結グループ内の法人に対する地方税の課税イメージ

税率は平成14年度
当時のもの

<X事業年度>

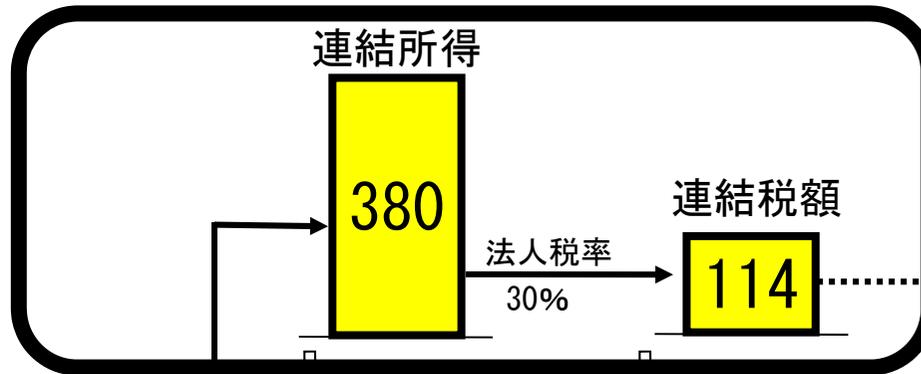


※ 連結所得金額及び連結税額の計算過程において行われる連結調整については省略している。

税率は平成14年度
当時のもの

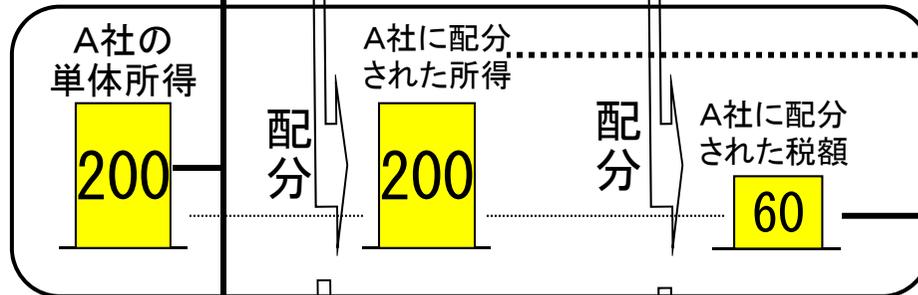
<X+1事業年度>

連結ベース



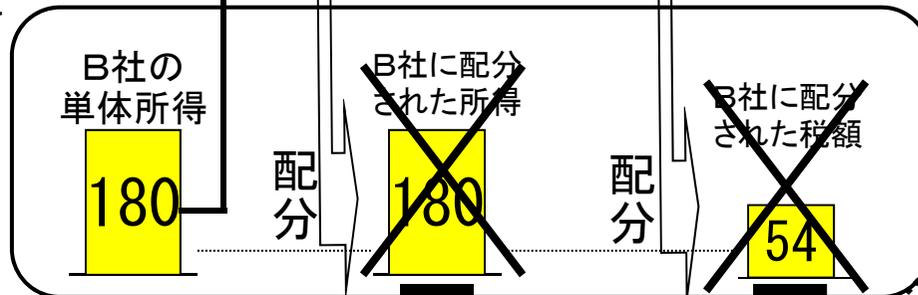
国の税務官署

親 A社

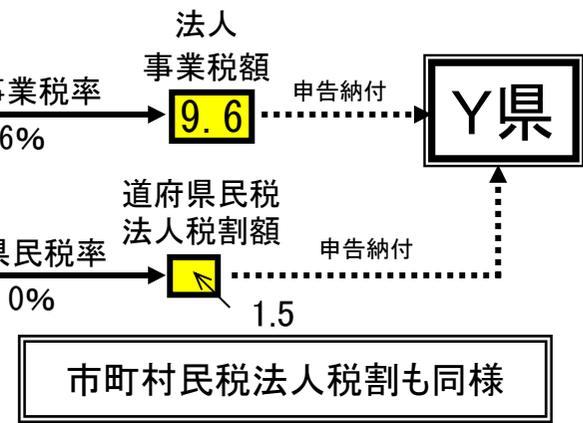
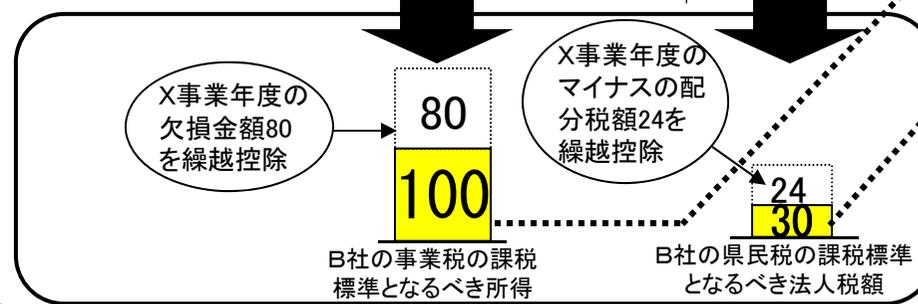


X県

子 B社



Y県



※連結所得金額及び連結税額の計算過程において行われる連結調整については省略している。

連結納税制度と法人事業税

- 収入割、資本割は連結納税制度の影響を受けない。
- 付加価値割の単年度損益、所得割の課税標準の計算上、所得の計算の一部が法人税と異なる。

	納税義務者	課税標準	計算方法の概要
所得割の課税標準	連結申告法人以外の法人	益金の額から損金の額を控除した金額	法人税の課税標準である所得の計算の例による
	連結申告法人	個別帰属益金額※1から個別帰属損金額※2を控除した金額 ※1: 当該連結事業年度の益金の額のうち当該連結法人に帰せられるもの ※2: 当該連結事業年度の損金の額のうち当該連結法人に帰せられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例による ・ 但し、欠損金の繰越控除については、法人事業税では他の連結法人の所得金額との損益通算等を行わず、単体法人ごとに欠損金や繰越控除の計算を行う
付加価値割の単年度損益	連結申告法人以外の法人	益金の額から損金の額を控除した金額 (繰越欠損金は算入しない)	法人税の課税標準である所得の計算の例による (繰越欠損金控除前の額)
	連結申告法人	個別帰属益金額から個別帰属損金額を控除した金額 (繰越欠損金は算入しない)	法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例による (繰越欠損金控除前の額)

連結納税制度と法人住民税

○ 法人住民税の法人税割は法人税額を課税標準とするため、連結納税の場合対応が必要となる。

連結申告法人における法人税割額の計算

